

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和3年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」として、令和4年10月1日以後に入札する工事から適用する。

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>I 土木工事共通仕様書 (本文)</b>		
<b>第1編 共通編 目次</b>	<b>第1編 共通編 目次</b>	
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第1編 共通編 第1章 総則</b>	<b>第1編 共通編 第1章 総則</b>	
<b>第1節 総則</b> <b>1-1-1-4 工事工程表</b> 受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 <u>受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督員と共有しなければならない。</u> <u>工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。</u> <u>施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。</u> ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	<b>第1節 総則</b> <b>1-1-1-4 工事工程表</b> 受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	I-1-1-8 (I-8)
<b>1-1-1-8 コリズへの登録</b> 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認 _____ を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という。)を除き10日以内に、登録内容の変更(「工期」「技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐)」等の変更)時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。  (後略)	<b>1-1-1-8 コリズへの登録</b> 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認(記名・押印)を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という。)を除き10日以内に、登録内容の変更(「工期」「技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐)」等の変更)時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。 「登録内容確認書」は、コリズ登録時に工事監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間(閉庁日を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 (後略)	I-1-1-10 (I-9)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b>                      1～2 (省略)                      3. 受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付けられた工事については、以下の各号の規定によらなければならない。                      (1) (省略)                      (2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。                      なお、工事状況及び再資源化施設の状況等により、設計図書の定めにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、<b>契約担当課</b>と協議しなければならない。                      4. 受注者は、設計図書において発生しないものとしている種類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材であっても、受注者の都合により実際に発生させ、資材等として有効利用せず、廃棄物として再資源化施設等に搬出する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、<b>契約担当課</b>の確認を受けなければならない。                      5～6. (省略)                      7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、<u>                    </u>、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。                      8 (省略)                      9. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。                      ※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する<b>Excel</b>形式の様式を活用する。</p>	<p><b>1-1-1-22 建設副産物</b>                      1～2 (省略)                      3. 受注者は、設計図書において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付けられた工事については、以下の各号の規定によらなければならない。                      (1) (省略)                      (2) 分別解体等に伴って発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)は、設計図書の定めに基づき建設リサイクル法により適正に再資源化等を行わなければならない。                      なお、工事状況及び再資源化施設の状況等により、設計図書の定めにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、工事監督員と協議しなければならない。                      4. 受注者は、設計図書において発生しないものとしている種類のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材であっても、受注者の都合により実際に発生させ、資材等として有効利用せず、廃棄物として再資源化施設等に搬出する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、工事監督員の確認を受けなければならない。                      5～6. (省略)                      7. 受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。                      8 (省略)                      9. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。                      ※ 建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供する<b>E x c e l</b>形式の様式を活用する。</p>	<p>I-1-1-15 (I-15)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																																																																																																																		
<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</b> 1～5. (省略) 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表1-1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。(2)～(4)、7. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床堀掘削完了時</td> <td>支持地盤(直接基礎)、 基準高</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との 対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋戻し前</td> <td>設計図書との対比(不 可視部分の出来形)</td> </tr> <tr> <td>躯体工 RC躯体工</td> <td></td> <td>沓座の位置決定時</td> <td>沓座の位置</td> </tr> <tr> <td>床版工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との 対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋</td> <td></td> <td>仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)</td> <td>キャンパー、寸法等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレス導入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横締め作業完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プレストレス導入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦締め作業完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)</td> <td>使用材料、設計図書と の対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地覆工 橋梁用高欄工</td> <td></td> <td></td> <td style="color: red;">鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した 時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td>トンネル支保工</td> <td></td> <td>支保工完了時(支保 工変化毎)</td> <td>吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル覆工</td> <td></td> <td>コンクリート打設前</td> <td>巻立空間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート打設後</td> <td>出来形寸法</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安	重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 基準高		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数		埋戻し前	設計図書との対比(不 可視部分の出来形)	躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数	鋼 橋		仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)	キャンパー、寸法等	ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時	設計図書との対比		横締め作業完了時			プレストレス導入完了時	設計図書との対比		縦締め作業完了時			PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数				地覆工 橋梁用高欄工			鉄筋組立て完了時	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	トンネル支保工		支保工完了時(支保 工変化毎)	吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ	トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間		コンクリート打設後	出来形寸法	<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等</b> 1～5. (省略) 6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表1-1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。(2)～(4)、7. (省略)</p> <p style="text-align: right;">(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確 認 時 期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した 時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床堀掘削完了時</td> <td>支持地盤(直接基礎)、 基準高</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書と の対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>埋戻し前</td> <td>設計図書との対比(不 可視部分の出来形)</td> </tr> <tr> <td>躯体工 RC躯体工</td> <td></td> <td>沓座の位置決定時</td> <td>沓座の位置</td> </tr> <tr> <td>床版工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との 対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td>鋼 橋</td> <td></td> <td>仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)</td> <td>キャンパー、寸法等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレス導入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横締め作業完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プレストレス導入完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦締め作業完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)</td> <td>使用材料、設計図書と の対比、スパー个数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した 時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> </tr> <tr> <td>トンネル支保工</td> <td></td> <td>支保工完了時(支保 工変化毎)</td> <td>吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル覆工</td> <td></td> <td>コンクリート打設前</td> <td>巻立空間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート打設後</td> <td>出来形寸法</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安	重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 基準高		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数		埋戻し前	設計図書との対比(不 可視部分の出来形)	躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数	鋼 橋		仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)	キャンパー、寸法等	ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時	設計図書との対比		横締め作業完了時			プレストレス導入完了時	設計図書との対比		縦締め作業完了時			PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数				トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置	トンネル支保工		支保工完了時(支保 工変化毎)	吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ	トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間		コンクリート打設後	出来形寸法	<p>I-1-1-21 (I-20)</p>
種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安																																																																																																																																	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置																																																																																																																																	
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 基準高																																																																																																																																	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数																																																																																																																																	
		埋戻し前	設計図書との対比(不 可視部分の出来形)																																																																																																																																	
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置																																																																																																																																	
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数																																																																																																																																	
鋼 橋		仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)	キャンパー、寸法等																																																																																																																																	
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																	
		横締め作業完了時																																																																																																																																		
		プレストレス導入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																	
		縦締め作業完了時																																																																																																																																		
		PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数																																																																																																																																	
地覆工 橋梁用高欄工			鉄筋組立て完了時																																																																																																																																	
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置																																																																																																																																	
トンネル支保工		支保工完了時(支保 工変化毎)	吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ																																																																																																																																	
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間																																																																																																																																	
		コンクリート打設後	出来形寸法																																																																																																																																	
種 別	細 別	確 認 時 期	確認項目の目安																																																																																																																																	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置																																																																																																																																	
		床堀掘削完了時	支持地盤(直接基礎)、 基準高																																																																																																																																	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数																																																																																																																																	
		埋戻し前	設計図書との対比(不 可視部分の出来形)																																																																																																																																	
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置																																																																																																																																	
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との 対比、スパー个数																																																																																																																																	
鋼 橋		仮組立て完了時(シミュ レーション仮組立てを含 む)	キャンパー、寸法等																																																																																																																																	
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック組立工 プレフォーム製作工 PCホースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																	
		横締め作業完了時																																																																																																																																		
		プレストレス導入完了時	設計図書との対比																																																																																																																																	
		縦締め作業完了時																																																																																																																																		
		PC鋼線・鉄筋組立 完了時(工場製作を 除く)	使用材料、設計図書と の対比、スパー个数																																																																																																																																	
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した 時	土(岩)質、変化位置																																																																																																																																	
トンネル支保工		支保工完了時(支保 工変化毎)	吹付コンクリート厚、ロック 打込本数及び長さ																																																																																																																																	
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間																																																																																																																																	
		コンクリート打設後	出来形寸法																																																																																																																																	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2～22（省略）</p>	<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社)日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社)日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2～22（省略）</p>	<p>I-1-1-25 (I-24)</p>																																																																																																																																																																																																																								
<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>54号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>48号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>58号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>66号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>69号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(令和3年3月改正)</td><td>法律第</td><td>49号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>31号)</td></tr> <tr><td>(23) 港則法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>53号)</td></tr> <tr><td>(26) 下水道法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>31号)</td></tr> <tr><td>(27) 航空法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>65号)</td></tr> <tr><td>(31) 環境基本法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>36号)</td></tr> <tr><td>(39) 文化財保護法</td><td>(令和3年4月改正)</td><td>法律第</td><td>22号)</td></tr> <tr><td>(42) 消防法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>36号)</td></tr> <tr><td>(44) 建築基準法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>44号)</td></tr> <tr><td>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(49) 海上交通安全法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>53号)</td></tr> <tr><td>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>43号)</td></tr> <tr><td>(52) 船員法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>43号)</td></tr> <tr><td>(54) 船舶安全法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>43号)</td></tr> <tr><td>(56) 自然公園法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>29号)</td></tr> <tr><td>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>36号)</td></tr> <tr><td>(61) 漁業法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>47号)</td></tr> <tr><td>(64) 厚生年金保険法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>66号)</td></tr> <tr><td>(65) 航路標識法</td><td>(令和3年6月改正)</td><td>法律第</td><td>53号)</td></tr> <tr><td>(69) 所得税法</td><td>(令和3年5月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(令和3年6月改正)	法律第	54号)	(2) 建設業法	(令和3年5月改正)	法律第	48号)	(8) 雇用保険法	(令和3年6月改正)	法律第	58号)	(10) 健康保険法	(令和3年6月改正)	法律第	66号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正)	法律第	69号)	(14) 道路法	(令和3年3月改正)	法律第	49号)	(17) 道路運送車両法	(令和3年5月改正)	法律第	37号)	(20) 河川法	(令和3年5月改正)	法律第	31号)	(23) 港則法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)	(26) 下水道法	(令和3年5月改正)	法律第	31号)	(27) 航空法	(令和3年6月改正)	法律第	65号)	(31) 環境基本法	(令和3年5月改正)	法律第	36号)	(39) 文化財保護法	(令和3年4月改正)	法律第	22号)	(42) 消防法	(令和3年5月改正)	法律第	36号)	(44) 建築基準法	(令和3年5月改正)	法律第	44号)	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	37号)	(49) 海上交通安全法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	43号)	(52) 船員法	(令和3年5月改正)	法律第	43号)	(54) 船舶安全法	(令和3年5月改正)	法律第	43号)	(56) 自然公園法	(令和3年5月改正)	法律第	29号)	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	37号)	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	36号)	(61) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第	47号)	(64) 厚生年金保険法	(令和3年6月改正)	法律第	66号)	(65) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)	(69) 所得税法	(令和3年5月改正)	法律第	37号)	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>(1) 地方自治法</td><td>(平成29年6月改正)</td><td>法律第</td><td>74号)</td></tr> <tr><td>(2) 建設業法</td><td>(令和元年6月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>54号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>52号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和元年12月改正)</td><td>法律第</td><td>63号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>49号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和2年3月改正)</td><td>法律第</td><td>5号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(平成29年6月改正)</td><td>法律第</td><td>45号)</td></tr> <tr><td>(23) 港則法</td><td>(平成29年6月改正)</td><td>法律第</td><td>55号)</td></tr> <tr><td>(26) 下水道法</td><td>(平成27年5月改正)</td><td>法律第</td><td>22号)</td></tr> <tr><td>(27) 航空法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>61号)</td></tr> <tr><td>(31) 環境基本法</td><td>(平成30年6月改正)</td><td>法律第</td><td>50号)</td></tr> <tr><td>(39) 文化財保護法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>41号)</td></tr> <tr><td>(42) 消防法</td><td>(平成30年6月改正)</td><td>法律第</td><td>67号)</td></tr> <tr><td>(44) 建築基準法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>43号)</td></tr> <tr><td>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</td><td>(平成26年6月改正)</td><td>法律第</td><td>55号)</td></tr> <tr><td>(49) 海上交通安全法</td><td>(平成28年5月改正)</td><td>法律第</td><td>42号)</td></tr> <tr><td>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</td><td>(令和元年5月改正)</td><td>法律第</td><td>18号)</td></tr> <tr><td>(52) 船員法</td><td>(平成30年6月改正)</td><td>法律第</td><td>41号)</td></tr> <tr><td>(54) 船舶安全法</td><td>(平成29年5月改正)</td><td>法律第</td><td>41号)</td></tr> <tr><td>(56) 自然公園法</td><td>(令和元年6月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</td><td>(令和元年6月改正)</td><td>法律第</td><td>37号)</td></tr> <tr><td>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</td><td>(平成27年9月改正)</td><td>法律第</td><td>66号)</td></tr> <tr><td>(61) 漁業法</td><td>(令和元年5月改正)</td><td>法律第</td><td>1号)</td></tr> <tr><td>(64) 厚生年金保険法</td><td>(令和2年6月改正)</td><td>法律第</td><td>40号)</td></tr> <tr><td>(65) 航路標識法</td><td>(平成28年5月改正)</td><td>法律第</td><td>42号)</td></tr> <tr><td>(69) 所得税法</td><td>(令和2年3月改正)</td><td>法律第</td><td>8号)</td></tr> </table>	(1) 地方自治法	(平成29年6月改正)	法律第	74号)	(2) 建設業法	(令和元年6月改正)	法律第	37号)	(8) 雇用保険法	(令和2年6月改正)	法律第	54号)	(10) 健康保険法	(令和2年6月改正)	法律第	52号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和元年12月改正)	法律第	63号)	(14) 道路法	(令和2年6月改正)	法律第	49号)	(17) 道路運送車両法	(令和2年3月改正)	法律第	5号)	(20) 河川法	(平成29年6月改正)	法律第	45号)	(23) 港則法	(平成29年6月改正)	法律第	55号)	(26) 下水道法	(平成27年5月改正)	法律第	22号)	(27) 航空法	(令和2年6月改正)	法律第	61号)	(31) 環境基本法	(平成30年6月改正)	法律第	50号)	(39) 文化財保護法	(令和2年6月改正)	法律第	41号)	(42) 消防法	(平成30年6月改正)	法律第	67号)	(44) 建築基準法	(令和2年6月改正)	法律第	43号)	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年6月改正)	法律第	55号)	(49) 海上交通安全法	(平成28年5月改正)	法律第	42号)	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和元年5月改正)	法律第	18号)	(52) 船員法	(平成30年6月改正)	法律第	41号)	(54) 船舶安全法	(平成29年5月改正)	法律第	41号)	(56) 自然公園法	(令和元年6月改正)	法律第	37号)	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和元年6月改正)	法律第	37号)	(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成27年9月改正)	法律第	66号)	(61) 漁業法	(令和元年5月改正)	法律第	1号)	(64) 厚生年金保険法	(令和2年6月改正)	法律第	40号)	(65) 航路標識法	(平成28年5月改正)	法律第	42号)	(69) 所得税法	(令和2年3月改正)	法律第	8号)	<p>I-1-1-35 (I-34)</p>
(1) 地方自治法	(令和3年6月改正)	法律第	54号)																																																																																																																																																																																																																							
(2) 建設業法	(令和3年5月改正)	法律第	48号)																																																																																																																																																																																																																							
(8) 雇用保険法	(令和3年6月改正)	法律第	58号)																																																																																																																																																																																																																							
(10) 健康保険法	(令和3年6月改正)	法律第	66号)																																																																																																																																																																																																																							
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正)	法律第	69号)																																																																																																																																																																																																																							
(14) 道路法	(令和3年3月改正)	法律第	49号)																																																																																																																																																																																																																							
(17) 道路運送車両法	(令和3年5月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(20) 河川法	(令和3年5月改正)	法律第	31号)																																																																																																																																																																																																																							
(23) 港則法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)																																																																																																																																																																																																																							
(26) 下水道法	(令和3年5月改正)	法律第	31号)																																																																																																																																																																																																																							
(27) 航空法	(令和3年6月改正)	法律第	65号)																																																																																																																																																																																																																							
(31) 環境基本法	(令和3年5月改正)	法律第	36号)																																																																																																																																																																																																																							
(39) 文化財保護法	(令和3年4月改正)	法律第	22号)																																																																																																																																																																																																																							
(42) 消防法	(令和3年5月改正)	法律第	36号)																																																																																																																																																																																																																							
(44) 建築基準法	(令和3年5月改正)	法律第	44号)																																																																																																																																																																																																																							
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(49) 海上交通安全法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)																																																																																																																																																																																																																							
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	43号)																																																																																																																																																																																																																							
(52) 船員法	(令和3年5月改正)	法律第	43号)																																																																																																																																																																																																																							
(54) 船舶安全法	(令和3年5月改正)	法律第	43号)																																																																																																																																																																																																																							
(56) 自然公園法	(令和3年5月改正)	法律第	29号)																																																																																																																																																																																																																							
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正)	法律第	36号)																																																																																																																																																																																																																							
(61) 漁業法	(令和3年5月改正)	法律第	47号)																																																																																																																																																																																																																							
(64) 厚生年金保険法	(令和3年6月改正)	法律第	66号)																																																																																																																																																																																																																							
(65) 航路標識法	(令和3年6月改正)	法律第	53号)																																																																																																																																																																																																																							
(69) 所得税法	(令和3年5月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(1) 地方自治法	(平成29年6月改正)	法律第	74号)																																																																																																																																																																																																																							
(2) 建設業法	(令和元年6月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(8) 雇用保険法	(令和2年6月改正)	法律第	54号)																																																																																																																																																																																																																							
(10) 健康保険法	(令和2年6月改正)	法律第	52号)																																																																																																																																																																																																																							
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和元年12月改正)	法律第	63号)																																																																																																																																																																																																																							
(14) 道路法	(令和2年6月改正)	法律第	49号)																																																																																																																																																																																																																							
(17) 道路運送車両法	(令和2年3月改正)	法律第	5号)																																																																																																																																																																																																																							
(20) 河川法	(平成29年6月改正)	法律第	45号)																																																																																																																																																																																																																							
(23) 港則法	(平成29年6月改正)	法律第	55号)																																																																																																																																																																																																																							
(26) 下水道法	(平成27年5月改正)	法律第	22号)																																																																																																																																																																																																																							
(27) 航空法	(令和2年6月改正)	法律第	61号)																																																																																																																																																																																																																							
(31) 環境基本法	(平成30年6月改正)	法律第	50号)																																																																																																																																																																																																																							
(39) 文化財保護法	(令和2年6月改正)	法律第	41号)																																																																																																																																																																																																																							
(42) 消防法	(平成30年6月改正)	法律第	67号)																																																																																																																																																																																																																							
(44) 建築基準法	(令和2年6月改正)	法律第	43号)																																																																																																																																																																																																																							
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年6月改正)	法律第	55号)																																																																																																																																																																																																																							
(49) 海上交通安全法	(平成28年5月改正)	法律第	42号)																																																																																																																																																																																																																							
(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和元年5月改正)	法律第	18号)																																																																																																																																																																																																																							
(52) 船員法	(平成30年6月改正)	法律第	41号)																																																																																																																																																																																																																							
(54) 船舶安全法	(平成29年5月改正)	法律第	41号)																																																																																																																																																																																																																							
(56) 自然公園法	(令和元年6月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和元年6月改正)	法律第	37号)																																																																																																																																																																																																																							
(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成27年9月改正)	法律第	66号)																																																																																																																																																																																																																							
(61) 漁業法	(令和元年5月改正)	法律第	1号)																																																																																																																																																																																																																							
(64) 厚生年金保険法	(令和2年6月改正)	法律第	40号)																																																																																																																																																																																																																							
(65) 航路標識法	(平成28年5月改正)	法律第	42号)																																																																																																																																																																																																																							
(69) 所得税法	(令和2年3月改正)	法律第	8号)																																																																																																																																																																																																																							

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p>(71) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(72) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)</p> <p>(73) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(83) 都市計画法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(84) 土地収用法 (令和3年6月改正 法律第65号)</p> <p>(85) 民法 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(86) 地方税法 (令和3年4月改正 法律第1号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (令和3年6月改正 法律第75号)</p>	<p>(71) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)</p> <p>(73) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(83) 都市計画法 (令和2年6月改正 法律第43号)</p> <p>(84) 土地収用法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(85) 民法 (令和元年6月改正 法律第34号)</p> <p>(86) 地方税法 (令和3年2月改正 法律第5号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)</p>	<p>新(旧)</p>
<p><b>1-1-1-45 特許権等</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正 法律第52号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p><b>1-1-1-45 特許権等</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月13日改正 法律第72号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p>I-1-1-40 (I-39)</p>
<p><b>1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、<u>契約担当課を經由して支出負担行為担当者へ</u>掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。</p> <p><u>また、工事完成時後、速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p>	<p><b>1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。</p>	<p>I-1-1-40 (I-39)</p>

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-1-1-47 法定外の労災保険の付保</b></p> <p><u>1. 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。</u></p> <p><u>2. 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</u></p> <p><u>3. 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。</u></p> <p><u>4. 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>5. 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>6. 発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</u></p> <p><u>7. なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。</u></p>		I-1-1-41
<b>1-1-1-48 社内検査</b>	<b>1-1-1-47 社内検査</b>	I-1-1-41 (I-40)
<b>1-1-1-49 道産品の使用</b>	<b>1-1-1-48 道産品の使用</b>	I-1-1-42 (I-40)
<b>1-1-1-50 環境物品等の使用</b>	<b>1-1-1-49 環境物品等の使用</b>	I-1-1-42 (I-40)
<b>1-1-1-51 季節労働者等の雇用</b>	<b>1-1-1-50 季節労働者等の雇用</b>	I-1-1-42 (I-41)
<b>1-1-1-52 技能士の活用</b>	<b>1-1-1-51 技能士の活用</b>	I-1-1-42 (I-41)
<b>1-1-1-53 起終点杭又は竣功杭の設置</b>	<b>1-1-1-52 起終点杭又は竣功杭の設置</b>	I-1-1-43 (I-42)
<b>1-1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等</b>	<b>1-1-1-53 工事特性・創意工夫・社会性等</b>	I-1-1-44 (I-42)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
1-1-1-55 特定外来生物(植物)について	1-1-1-54 特定外来生物(植物)について	I-1-1-45 (I-43)
1-1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	1-1-1-55 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	I-1-1-46 (I-44)
<p><b>1-1-1-57 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</b></p> <p>1. 受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。</p> <p>2. 北海道胆振東部地震による倒木及び被災地の木材の活用用途については、受注者は、仮設資材等(工事看板、標識、測量杭、丁張り用胴縁・タルキ、型枠、仮設柵等)において活用することとし、その用途については、受注者が自由に選択できるものとする。</p> <p>なお、受注者は仮設資材等として利用する場合には、納入伝票等に「厚真町(など被災町名)産木材を利用」等と販売(製作)業者に明記して貰うこと。</p> <p>※被災町は、厚真町、安平町、むかわ町の3町とする。</p> <p>3. 参考</p> <p>北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用にあたっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道木材産業協同組合連合会：<a href="http://www.woodplaza.or.jp/">http://www.woodplaza.or.jp/</a></li> <li>・産地証明ができる合法木材供給事業者名簿： <a href="http://www.woodplaza.or.jp/ihou/ichiran.pdf">http://www.woodplaza.or.jp/ihou/ichiran.pdf</a></li> <li>・北海道森林組合連合会：<a href="http://www.doshinren.or.jp/ihou/index.html">http://www.doshinren.or.jp/ihou/index.html</a></li> <li>・認定事業体一覧表：<a href="http://www.doshinren.or.jp/ihou/file/gouhou_nintei180510.xls">http://www.doshinren.or.jp/ihou/file/gouhou_nintei180510.xls</a></li> </ul>		I-1-1-47



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)												
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     廃止                 </div>	<p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員（監督員）</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">（受注者名） 現場代理人</p> <p>下記項目について、立会いをお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項 目</td> <td style="text-align: center;">内 容</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">希 望 日 時</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <p>-----</p> <p>上記項目について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">主任監督員（監督員）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">実施日時</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">実施者名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 注 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工 事 名		項 目	内 容			希 望 日 時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		(I-47)
工 事 名														
項 目	内 容													
希 望 日 時	令和 年 月 日 時													
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名												

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">廃止</div>	<p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員 (監督員) 様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工事名</th> <th style="width: 40%;">実施希望日</th> <th style="width: 50%;">令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品 質 規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>区域・測点等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>数量等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>呼称</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>備 考</td> </tr> </tbody> </table> <p>-----</p> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">主任監督員 (監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日時</td> <td style="width: 45%;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 40%;">実施者名</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(主 旨) 本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 該当する□内にレを記入すること。 2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工事名	実施希望日	令和 年 月 日	工 種	細 目 等	品 質 規 格			区域・測点等			数量等			呼称			備 考	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名	実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)		実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上		必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)		特記事項			( I -49)
工事名	実施希望日	令和 年 月 日																																	
工 種	細 目 等	品 質 規 格																																	
		区域・測点等																																	
		数量等																																	
		呼称																																	
		備 考																																	
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																																	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																		
特記事項																																			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																										
<b>第2章 材 料</b>	<b>第2章 材 料</b>																																											
<p><b>第7節 鋼 材</b>  <b>1-2-7-20 落石防護柵</b>                      落石防護柵は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(2) (省略)                      (3) 支 柱                      メッキ仕上げとし、メッキ付着量(片面付着量)は、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の(HDZT77)の膜厚77<math>\mu</math>m(旧HDZ55の550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量))以上とする。</p>	<p><b>第7節 鋼 材</b>  <b>1-2-7-20 落石防護柵</b>                      落石防護柵は、以下の規格に適合するものとする。                      (1)～(2) (省略)                      (3) 支 柱                      メッキ仕上げとし、メッキ付着量(片面付着量)は、JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の2種(HDZ55)の550g/m<sup>2</sup>以上とする。</p>	I-1-2-28 (I-83)																																										
<p><b>第10節 瀝青材料</b>  <b>1-2-10-3 再生用添加剤</b>                      再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-35、2-36、2-37の規格に適合するものとする                       表2-35・表2-36 (省略)                       表2-37 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度(60℃)</td> <td style="text-align: center;">mm<sup>2</sup>/s</td> <td style="text-align: center;">80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td style="text-align: center;">230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比</td> <td style="text-align: center;">(60℃)</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">±3以下</td> </tr> <tr> <td>密 度(15℃)</td> <td style="text-align: center;">g/cm<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">報 告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td></td> <td style="text-align: center;">報 告</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 10px;">[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。</p>	項 目		標準的性状	動 粘 度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	80～1,000	引 火 点	℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密 度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報 告	組 成 分 析		報 告	<p><b>第10節 瀝青材料</b>  <b>1-2-10-3 再生用添加剤</b>                      再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-35、2-36、2-37の規格に適合するものとする                       表2-35・表2-36 (省略)                       表2-37 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度(60℃)</td> <td style="text-align: center;">mm<sup>2</sup>/s</td> <td style="text-align: center;">80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td style="text-align: center;">230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比</td> <td style="text-align: center;">(60℃)</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">±3以下</td> </tr> <tr> <td>密 度(15℃)</td> <td style="text-align: center;">g/cm<sup>3</sup></td> <td style="text-align: center;">報 告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td></td> <td style="text-align: center;">報 告</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		標準的性状	動 粘 度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	80～1,000	引 火 点	℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以下	密 度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報 告	組 成 分 析		報 告	I-1-2-47 (I-102)
項 目		標準的性状																																										
動 粘 度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	80～1,000																																										
引 火 点	℃	230以上																																										
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																										
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																										
密 度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報 告																																										
組 成 分 析		報 告																																										
項 目		標準的性状																																										
動 粘 度(60℃)	mm <sup>2</sup> /s	80～1,000																																										
引 火 点	℃	230以上																																										
薄膜加熱後の粘度比	(60℃)	2以下																																										
薄膜加熱質量変化率	%	±3以下																																										
密 度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報 告																																										
組 成 分 析		報 告																																										

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第12節 目地材</b>  <b>1-2-12-2 目地材</b>                      1. (省略)                      2. 目地材の試験方法                        (1) (省略)                        (2) ゴム発泡体                          (ア) 1/2圧縮強度 . . . . . KDKS0607による。                          (イ) 50%復元率 . . . . .        "                          (ウ) 見かけ密度 . . . . . JIS K 6767による。                          (エ) 硬 度 . . . . . <u>JIS K 6253</u>による。                        (3) 樹脂発泡体                          (ア) 1/2圧縮強度 . . . . . KDKS0607による。                          (イ) 50%復元率 . . . . .        "                          (ウ) 見かけ密度 . . . . . JIS K 6767による。                          (エ) 硬 度 . . . . . <u>JIS K 6253</u>による。                      3～4. 省略</p>	<p><b>第12節 目地材</b>  <b>1-2-12-2 目地材</b>                      1. (省略)                      2. 目地材の試験方法                        (1) (省略)                        (2) ゴム発泡体                          (ア) 1/2圧縮強度 . . . . . KDKS0607による。                          (イ) 50%復元率 . . . . .        "                          (ウ) 見かけ密度 . . . . . JIS K 6767による。                          (エ) 硬 度 . . . . . SRIS0101による。                        (3) 樹脂発泡体                          (ア) 1/2圧縮強度 . . . . . KDKS0607による。                          (イ) 50%復元率 . . . . .        "                          (ウ) 見かけ密度 . . . . . JIS K 6767による。                          (エ) 硬 度 . . . . . SRIS0101による。(アスカーC型使用)                      3～4. 省略</p>	<p>I-1-2-64 (I-119)</p>
<p><b>第14節 道路標識及び区画線</b>  <b>1-2-14-1 道路標識</b>                      1. (省略)                      2. 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。                        (1) 標示板                          JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)                          JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)                          JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板 <u>及び金属帯</u>)                          JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)                          JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板)                          JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板)                          ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P) 1.                        (2)～(4) (省略)</p>	<p><b>第14節 道路標識及び区画線</b>  <b>1-2-14-1 道路標識</b>                      1. (省略)                      2. 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。                        (1) 標示板                          JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)                          JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)                          JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)                          JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)                          JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板)                          JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板)                          ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P) 1.                        (2)～(4) (省略)</p>	<p>I-1-2-67 (I-122)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																										
<p><b>第15節 河川付属物</b>  <b>1-2-15-1 河川標識</b>                      1. 河川標識                      河川標識の仕様は、表2-62のものを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-62 河川標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30<math>\mu</math>m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 4段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入れ</td> <td>・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) <math>\phi</math>76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m<sup>2</sup>以上) 及び静電紛体塗装 (50<math>\mu</math>m以上) を施した もの</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30<math>\mu</math>m以上を施した もの</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>ボルト類</td> <td>・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ <u>HDZT49 (旧HD Z35)</u> 以上を施した もの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (省略)</p>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30 $\mu$ m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの		補 強 材	・リブ横長 4段		文字入れ	・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ		支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) $\phi$ 76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m <sup>2</sup> 以上) 及び静電紛体塗装 (50 $\mu$ m以上) を施した もの	JIS G 3444	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30 $\mu$ m以上を施した もの	JIS G 3101	ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ <u>HDZT49 (旧HD Z35)</u> 以上を施した もの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	<p><b>第15節 河川付属物</b>  <b>1-2-15-1 河川標識</b>                      1. 河川標識                      河川標識の仕様は、表2-62のものを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-62 河川標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30<math>\mu</math>m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 4段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入れ</td> <td>・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) <math>\phi</math>76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m<sup>2</sup>以上) 及び静電紛体塗装 (50<math>\mu</math>m以上) を施した もの</td> <td>JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30<math>\mu</math>m以上を施した もの</td> <td>JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td>ボルト類</td> <td>・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ HD Z 35以上 を施した もの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (省略)</p>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30 $\mu$ m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの		補 強 材	・リブ横長 4段		文字入れ	・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ		支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) $\phi$ 76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m <sup>2</sup> 以上) 及び静電紛体塗装 (50 $\mu$ m以上) を施した もの	JIS G 3444	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30 $\mu$ m以上を施した もの	JIS G 3101	ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ HD Z 35以上 を施した もの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	<p>I-1-2-71 (I-126)</p>
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																										
標 示 板	・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30 $\mu$ m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの																																											
補 強 材	・リブ横長 4段																																											
文字入れ	・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ																																											
支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) $\phi$ 76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m <sup>2</sup> 以上) 及び静電紛体塗装 (50 $\mu$ m以上) を施した もの	JIS G 3444																																										
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30 $\mu$ m以上を施した もの	JIS G 3101																																										
ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ <u>HDZT49 (旧HD Z35)</u> 以上を施した もの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																										
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																										
標 示 板	・アルミニウム合金板 (1,200×1,800×2mm) に30 $\mu$ m以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装または同等以上の塗装) を施した もの																																											
補 強 材	・リブ横長 4段																																											
文字入れ	・地色は白色 ・字体は丸ゴシック ・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色 ・スクリーン印刷 ・クリアー仕上げ																																											
支 柱	・一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) $\phi$ 76.3× 2.8×3,500mmに亜鉛メッキ (160g/m <sup>2</sup> 以上) 及び静電紛体塗装 (50 $\mu$ m以上) を施した もの	JIS G 3444																																										
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 6×65×480mmにター ルエポキシ系塗装30 $\mu$ m以上を施した もの	JIS G 3101																																										
ボルト類	・各種ボルトに溶融亜鉛メッキ HD Z 35以上 を施した もの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																										

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-2-15-3 銘板類</b></p> <p>1. 樋名板 樋名板の仕様は、下記を標準とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div> <p>(材 質) ○ JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) ○ 青銅鋳物1種 CAC401</p> <p>厚さ 2cm (板厚17mm+浮出3mm) 字幅 60mm、浮出 3mm</p> </div> </div>	<p><b>1-2-15-3 銘板類</b></p> <p>1. 樋名板 樋名板の仕様は、下記を標準とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div> <p>(材 質) ○ JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物) ○ 青銅鋳物1種 CAC401</p> <p>厚さ 2cm (板厚17mm+浮出3mm) 字幅 60mm、浮出 3mm</p> </div> </div>	<p>I-1-2-73 (I-128)</p>
<p><b>1-2-15-4 転落防止柵</b></p> <p>河川用転落防止柵の構造等は、下記を標準とする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 亜鉛メッキの量は、JIS G 3302のZ27以上かJIS H 8641の<u>HDZ35 (旧HDZ35)</u> 以上とし、その上に静電粉体塗装又は静電焼付塗装50<math>\mu</math>m以上を施すものとする。この場合、塗装の密着性を良くするため、メッキ面に燐酸処理等の下地処理を行うものとする。</p>	<p><b>1-2-15-4 転落防止柵</b></p> <p>河川用転落防止柵の構造等は、下記を標準とする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 亜鉛メッキの量は、JIS G 3302のZ27以上かJIS H 8641のHDZ35以上とし、その上に静電粉体塗装又は静電焼付塗装50<math>\mu</math>m以上を施すものとする。この場合、塗装の密着性を良くするため、メッキ面に燐酸処理等の下地処理を行うものとする。</p>	<p>I-1-2-74 (I-129)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																																																								
<p><b>第16節 砂防・地すべり・急傾斜付属物</b>  <b>1-2-16-1 標 識</b>                      砂防・地すべり・急傾斜用標識は、次表を標準とする。                      (1) 砂防標識1号・3号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識1号                      表2-65 標識1号・3号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入等</td> <td>・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上を施したものの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 砂防標識2号、急傾斜・地すべり用標識2号                      表2-66 標識2号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>文字入れ</td> <td>・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上とする。</td> <td>JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの		補 強 材	・リブ横長 3段		文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm		支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3466 JIS H 8641	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上を施したものの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641	文字入れ	・クリアー焼付仕上げ10~15μm		根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上とする。	JIS H 8641	<p><b>第16節 砂防・地すべり・急傾斜付属物</b>  <b>1-2-16-1 標 識</b>                      砂防・地すべり・急傾斜用標識は、次表を標準とする。                      (1) 砂防標識1号・3号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識1号                      表2-65 標識1号・3号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 示 板</td> <td>・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補 強 材</td> <td>・リブ横長 3段</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文字入等</td> <td>・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m<sup>2</sup>) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m<sup>2</sup>) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m<sup>2</sup>) 以上を施したものの</td> <td>JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 砂防標識2号、急傾斜・地すべり用標識2号                      表2-66 標識2号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 60%;">名称・品質・規格等</th> <th style="width: 30%;">J I S 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 柱</td> <td>・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m<sup>2</sup>) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること</td> <td>JIS G 3466 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>文字入れ</td> <td>・クリアー焼付仕上げ10~15μm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根 止 め</td> <td>・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m<sup>2</sup>) 以上を施したものの</td> <td>JIS G 3101 JIS H 8641</td> </tr> <tr> <td>取付金具等</td> <td>・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m<sup>2</sup>) 以上とする。</td> <td>JIS H 8641</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの		補 強 材	・リブ横長 3段		文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm		支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3466 JIS H 8641	根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641	種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号	支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641	文字入れ	・クリアー焼付仕上げ10~15μm		根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641	取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m <sup>2</sup> ) 以上とする。	JIS H 8641	<p>I-1-2-75 (I-130)</p>
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																																																								
標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの																																																																									
補 強 材	・リブ横長 3段																																																																									
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																																																									
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3466 JIS H 8641																																																																								
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641																																																																								
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上を施したものの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																																																								
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																																																								
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641																																																																								
文字入れ	・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																																																									
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZT63 (旧HDZ45) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641																																																																								
取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZT49 (旧HDZ35) 以上とする。	JIS H 8641																																																																								
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																																																								
標 示 板	・アルミニウム合金板 (900×700×2mm) に30μm以上の塗装 (熱硬化性アクリル樹脂系塗装又は同等以上の塗装) を施したものの																																																																									
補 強 材	・リブ横長 3段																																																																									
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																																																									
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □50×50×2,700×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3466 JIS H 8641																																																																								
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641																																																																								
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板 t=3mm、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641																																																																								
種 類	名称・品質・規格等	J I S 番号																																																																								
支 柱	・一般構造用角形鋼管 (STKR400) □100×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上+合成樹脂静電粉体塗装 80±10μmを施したものの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641																																																																								
文字入れ	・クリアー焼付仕上げ10~15μm																																																																									
根 止 め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300mmに溶融亜鉛メッキHDZ45 (450g/m <sup>2</sup> ) 以上を施したものの	JIS G 3101 JIS H 8641																																																																								
取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は、溶融亜鉛メッキHDZ35 (350g/m <sup>2</sup> ) 以上とする。	JIS H 8641																																																																								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																												
<p><b>1-2-16-4 砂防堰堤管理用梯子</b> 砂防堰堤管理用梯子の仕様は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-67 管理用梯子</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂 防 堰 堤 管理用梯子</td> <td style="text-align: center;">φ 22mm 梯子幅500mm</td> <td>溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	仕 上	砂 防 堰 堤 管理用梯子	φ 22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u>	<p><b>1-2-16-4 砂防堰堤管理用梯子</b> 砂防堰堤管理用梯子の仕様は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-67 管理用梯子</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂 防 堰 堤 管理用梯子</td> <td style="text-align: center;">φ 22mm 梯子幅500mm</td> <td>溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m<sup>2</sup>)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	仕 上	砂 防 堰 堤 管理用梯子	φ 22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m <sup>2</sup> )	I-1-2-78 (I-133)																
名 称	規格・寸法・形状	仕 上																												
砂 防 堰 堤 管理用梯子	φ 22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u>																												
名 称	規格・寸法・形状	仕 上																												
砂 防 堰 堤 管理用梯子	φ 22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m <sup>2</sup> )																												
<p><b>1-2-16-5 砂防堰堤立入防止柵</b> 砂防堰堤立入防止柵は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-68 立入防止柵</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">砂 防 堰 堤 立入防止柵</td> <td style="text-align: center;">W=2.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=2.5m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=3.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>南京錠 (ステンレススチール製) を 含む</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上	砂 防 堰 堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u>	W=2.5m	組	標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)	W=3.0m	組	南京錠 (ステンレススチール製) を 含む	<p><b>1-2-16-5 砂防堰堤立入防止柵</b> 砂防堰堤立入防止柵は、下記のを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2-68 立入防止柵</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規格・寸法・形状</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 60%;">仕 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">砂 防 堰 堤 立入防止柵</td> <td style="text-align: center;">W=2.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=2.5m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">W=3.0m</td> <td style="text-align: center;">組</td> <td>南京錠 (ステンレススチール製) を 含む</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上	砂 防 堰 堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m <sup>2</sup> )	W=2.5m	組	標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)	W=3.0m	組	南京錠 (ステンレススチール製) を 含む	I-1-2-78 (I-133)
名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上																											
砂 防 堰 堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) <u>HDZT77 (77 μ m以上) (旧HDZ55)</u>																											
	W=2.5m	組	標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)																											
	W=3.0m	組	南京錠 (ステンレススチール製) を 含む																											
名 称	規格・寸法・形状	単 位	仕 上																											
砂 防 堰 堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼 材 溶融亜鉛メッキ (JIS H 8641) HDZ55以上 (550g/m <sup>2</sup> )																											
	W=2.5m	組	標示板 (アルミニウム合金板) 700×400×1.6mm クリアー仕上 (10~15 μ m)																											
	W=3.0m	組	南京錠 (ステンレススチール製) を 含む																											



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																				
<p><b>第17節 その他</b>  <b>1-2-17-2 合成樹脂製品</b>                      合成樹脂による製品は、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。                      (1) 硬質塩化ビニル管等</p> <p style="text-align: center;">表2-69 硬質塩化ビニル管等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">製 品 名</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>JIS K 6741</td></tr> <tr><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>JIS K 6742</td></tr> <tr><td>硬質ポリ塩化ビニル板</td><td>JIS K 6745</td></tr> <tr><td>一般用ポリエチレン管</td><td>JIS K 6761</td></tr> <tr><td>水道用ポリエチレン二層管</td><td>JIS K 6762</td></tr> <tr><td>塩化ビニル樹脂製止水板</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>合成高分子ルーフィング</td><td>JIS A 6008</td></tr> <tr><td>硬質ポリ塩化ビニル電線管</td><td>JIS C 8430</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) (省略)</p>	製 品 名	規 格	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745	一般用ポリエチレン管	JIS K 6761	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	塩化ビニル樹脂製止水板	JIS K 6773	合成高分子ルーフィング	JIS A 6008	硬質ポリ塩化ビニル電線管	JIS C 8430	<p><b>第17節 その他</b>  <b>1-2-17-2 合成樹脂製品</b>                      合成樹脂による製品は、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。                      (1) 硬質塩化ビニル管等</p> <p style="text-align: center;">表2-69 硬質塩化ビニル管等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">製 品 名</th> <th style="width: 50%;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>JIS K 6741</td></tr> <tr><td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管</td><td>JIS K 6742</td></tr> <tr><td>硬質ポリ塩化ビニル板</td><td>JIS K 6745</td></tr> <tr><td>一般用ポリエチレン管</td><td>JIS K 6761</td></tr> <tr><td>水道用ポリエチレン二層管</td><td>JIS K 6762</td></tr> <tr><td>塩化ビニル樹脂製止水板</td><td>JIS K 6773</td></tr> <tr><td>合成高分子ルーフィング</td><td>JIS A 6008</td></tr> <tr><td>硬質塩化ビニル電線管</td><td>JIS C 8430</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) (省略)</p>	製 品 名	規 格	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745	一般用ポリエチレン管	JIS K 6761	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	塩化ビニル樹脂製止水板	JIS K 6773	合成高分子ルーフィング	JIS A 6008	硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430	<p>I-1-2-79 (I-133)</p>
製 品 名	規 格																																					
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741																																					
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742																																					
硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745																																					
一般用ポリエチレン管	JIS K 6761																																					
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762																																					
塩化ビニル樹脂製止水板	JIS K 6773																																					
合成高分子ルーフィング	JIS A 6008																																					
硬質ポリ塩化ビニル電線管	JIS C 8430																																					
製 品 名	規 格																																					
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741																																					
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742																																					
硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745																																					
一般用ポリエチレン管	JIS K 6761																																					
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762																																					
塩化ビニル樹脂製止水板	JIS K 6773																																					
合成高分子ルーフィング	JIS A 6008																																					
硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430																																					
<p><b>1-2-17-8 構造物履歴板</b>                      構造物履歴板については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2-8によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px;"> <p style="text-align: center;">構造物名：○○○○                          20○○年○○月                          北海道（※管理者名を記入）                          適用示方書：○○○○                          基礎形式：○○○○                          設 計：○○○会社  <u>（○○ ○○※1）</u>                          施 工：○○○会社  <u>（○○ ○○※2）</u></p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="font-size: 2em;">↑</p> <p style="font-size: 2em;">↓</p> <p style="text-align: center;">200mm</p> <p style="text-align: center;">厚さ13mm</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">300mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> <p style="text-align: center;">図2-8 構造物履歴板</p>	<p><b>1-2-17-8 構造物履歴板</b>                      構造物履歴板については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2-8によらなければならない。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 180px;"> <p style="text-align: center;">構造物名：○○○○                          20○○年○○月                          北海道（※管理者名を記入）                          適用示方書：○○○○                          基礎形式：○○○○                          設 計：○○○会社                          施 工：○○○会社</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="font-size: 2em;">↑</p> <p style="font-size: 2em;">↓</p> <p style="text-align: center;">200mm</p> <p style="text-align: center;">厚さ13mm</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">300mm</p> <p style="text-align: center;">図2-8 構造物履歴板</p>	<p>I-1-2-89 (I-144)</p>																																				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第3章 一般施工</b></p>		
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> (令和3年3月)  (25) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)  (30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)  (45) 土木学会 コンクリート標準示方書[規準編] (平成30年10月)  <u>(48) 国土交通省 道路土工構造物技術基準</u> (平成27年3月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>1-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(14) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)  (25) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)  (30) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)  (45) 土木学会 コンクリート標準示方書[規準編] (平成25年11月)</p>	<p>I-1-3-5 (I-150)</p>
<p><b>第3節 共通的工程</b>  <b>1-3-3-2 材 料</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。  (1)～(6) (省略)  (7) <u>以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</u>  ① <u>凍結防止剤を散布する区間</u>  ② <u>交通量が非常に多い期間</u>  ③ <u>海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</u>  ④ <u>温泉地帯など</u>  ⑤ <u>雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</u></p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。  (1) (省略)  (2) 受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <u>HDZT77の膜厚77μm (旧HDZ55の550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量)) 以上</u>とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく <u>HDZT49の膜厚49μm (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量)) 以上</u>としなければならない。  (3)(4) (省略)</p> <p>6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。  (1) (省略)  (2) 支 柱  ア～エ(省略)  オ 亜鉛めっき地肌のままの場合  受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <u>HDZT49の膜厚49μm (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量)) 以上</u>の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p><b>第3節 共通的工程</b>  <b>1-3-3-2 材 料</b></p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. 塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。  (1)～(6) (省略)  (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。  ア 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所  イ 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所  ウ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。  (1) (省略)  (2) 受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。  (3)(4) (省略)</p> <p>6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。  (1) (省略)  (2) 支 柱  ア～エ(省略)  オ 亜鉛めっき地肌のままの場合  受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>I-1-3-7 (I-152)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-3-3-7 植生工</b>                      1～14. (省略)                      15. 受注者は、種子散布及び植生基材吹付の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 種子散布および植生基材吹付を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。                      (2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。                      (3) 受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。                      (4) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度及び圧力等を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。</p> <p><u>16. 法面の土質・土壌試験の試験方法や試験基準については、次によること。</u></p> <p><u>(1) 土の粒度試験</u>                      試験方法は、JIS A 1204 土の粒度試験方法による。                      試験基準は、土質ごとに1箇所とする。ただし、他の工種で試験を実施している場合は省略することができる。</p> <p><u>(2) レキ含有量</u>                      試験方法は、目視による。                      試験基準は、土質ごと1,000m<sup>2</sup>につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。</p> <p><u>(3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度 (PH)、リン酸吸収力</u>                      試験方法は、土壌及び作物栄養の診断基準（北海道立中央農業試験場、北海道農政部農業改良課）及び肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所）、またはこれらと同等の試験方法による。                      試験基準は、土質ごと1,000m<sup>2</sup>につき1箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、土質ごとに最低1箇所とする。</p> <p>17～26. (省略)</p>	<p><b>1-3-3-7 植生工</b>                      1～14. (省略)                      15. 受注者は、種子散布及び植生基材吹付の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 種子散布及び植生基材吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。                      (2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。                      (3) 受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。                      (4) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度及び圧力等を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。</p> <p>16～25. (省略)</p>	I-1-3-14 (I-159)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

別紙-1

表3-3 植生工法適応条件表(1/2)

植生工法	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工(土砂系)
適用土質 地震材料の工学的分類法(JIS 0061-2020)の分類名称(中分類)または(土質記号)による	細粒分まじりれき(0F) 砂(細粒分5~15%のS-F・S-R) れき質砂(細粒分5~10%のS-F) 細粒分まじり砂(SF) シルト(0) 粘性土(C) 有機質土(0) 火山灰質粘性土(W)	細粒分まじり砂(SF) シルト(0) 粘性土(C) 有機質土(0) 火山灰質粘性土(W)	細粒分まじりれき(0F) 細粒分まじり砂(SF) シルト(0) 粘性土(C) 有機質土(0) 火山灰質粘性土(W)	れき(中れき(粒径19mm)以下かつ細粒分5~15%のS-F・S-R) 砂れき(細粒分5~15%のS-F) 砂(細粒分5~15%のS-F・S-R) れき質砂(細粒分5~10%のS-F) 細粒分まじり砂(SF) シルト(0) 粘性土(C) 有機質土(0) 火山灰質粘性土(W)
れき含有量 <sup>(注)</sup>	0%~80%	0%~30%	0%~30%	0%~30%
土壌硬度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法面垂直高	-	30m以下	30m以下	30m以下
有機含有量	-	3%以上	3%未満	-
土壌酸度(PH)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	-
吹付用ホース延長 <sup>(注)</sup>	-	0~20m	0~120m	0~80m
施工期間 <sup>(注)</sup>	施工完了時期が日平均気温-5℃以上土までとする。ただし、凍結していない法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで

注) 1. 土質分類の細粒土量とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。  
 2. 有機質含有率は、2mm以上の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。  
 3. 現地調査の結果、適用土質と異なる土質が確認された場合は、適用土質を修正する。  
 4. 現地調査の結果、適用土質と異なる土質が確認された場合は、適用土質を修正し、必要に応じて各事業の設計図面や仕様書に適用土質により材料を別途考慮すること。  
 5. 植生工法の適用範囲に吹付用ホース延長を伴う場合は、植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、吹付用ホース延長の適応条件の基準により選択不可となる場合、同程度の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。  
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長については、記載基準を参照する場合は、別途協議する。  
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象予報(平均値)と現場の気象観測データを比較検討し、行うこととする。  
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土壌に適合することを確認し使用することとする。  
 9. 人工芝を使用する際の施工時期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

別紙-1

表3-3 植生工法適応条件表(1/2)

植生工法	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工(土砂系)
適用土質 ( )内は細粒土量(75μmふるいを通過するもの)の重量比をいう	レキ質土(15%以上50%未満) 砂(5%以上15%未満) シルト土(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	砂質土(15%以上50%未満) シルト土(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	レキ質土(15%以上50%未満) 砂質土(15%以上50%未満) シルト土(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)	中レキ(5%以上15%未満) 細レキ(5%以上15%未満) 砂レキ(5%以上15%未満) レキ質土(15%以上50%未満) シルト土(50%以上) 粘性土(50%以上) 有機質土(50%以上) 火山灰質粘性土(50%以上)
れき含有量	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土壌硬度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	23mm~27mm未満
勾配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法面垂直高	-	30m以下	30m以下	30m以下
有機含有量	-	3%以上	3%未満	-
土壌酸度(PH)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)	4.0~6.5(k c l) 4.5~7.0(H c O)
リン酸吸収力mg/土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下	-
吹付用ホース延長	-	0~200m	0~120m	0~80m
施工期間	施工完了時期が日平均気温-5℃以上土までとする。ただし、凍結していない法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで

注) 1. 土質分類の細粒土量とは、75μmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。  
 2. 有機質含有率は、2mm以上の粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。  
 3. 現地調査の結果、適用土質と異なる土質が確認された場合は、適用土質を修正する。  
 4. 現地調査の結果、適用土質と異なる土質が確認された場合は、適用土質を修正し、必要に応じて各事業の設計図面や仕様書に適用土質により材料を別途考慮すること。  
 5. 植生工法の適用範囲に吹付用ホース延長を伴う場合は、植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、吹付用ホース延長の適応条件の基準により選択不可となる場合、同程度の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。  
 6. 各植生工法の吹付用ホース延長については、記載基準を参照する場合は、別途協議する。  
 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象予報(平均値)と現場の気象観測データを比較検討し、行うこととする。  
 8. 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土壌に適合することを確認し使用することとする。  
 9. 人工芝を使用する際の施工時期は、施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時期までとする。

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

別紙-1

表3-3 植生工法適応条件表 (2/2)

植生工法	植生基材吹付工(土砂系)	植生基材吹付工(有機質系)	植生基材吹付工(有機質系)	植生基材吹付工(有機質系)
吹付用ホース延長	t = 5cm 0%~50% 10mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	t = 3cm 軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	t = 5cm 軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	t = 8cm 植生基材吹付工(有機質系)
土壌硬度	0%~50% 10mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
勾配	0%~50% 10mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
法面垂直高	0%~50% 10mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
有機含有量	0%~50% 10mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
土壌酸度 (pH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H0)	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
リン酸吸収力mg/土砂100g中	0~80m	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
施工適期	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき(Ⅱ)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満

注) 1. 土質分類の相粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。  
 2. 粗粒土とは、0.075mmふるいを通過しない粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。  
 3. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 4. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 5. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 6. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 7. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 8. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 9. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。

別紙-1

表3-3 植生工法適応条件表 (2/2)

植生工法	植生基材吹付工(土砂系)	植生基材吹付工(有機質系)	植生基材吹付工(有機質系)	植生基材吹付工(有機質系)
吹付用ホース延長	t = 5cm 粗れき(15%未満) 中れき(5%未満) 砂最大粒径 5mm (5%未満) れき質土 (15%以上~50%未満) 砂質土 (5%以上~15%未満) シルト (15%以上~50%未満) 粘性土 (50%以上) 火山灰質粘性土 (50%以上)	t = 3cm 軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	t = 5cm 軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	t = 8cm 植生基材吹付工(有機質系)
土壌硬度	30%~50% 27mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
勾配	30%~50% 27mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
法面垂直高	30%~50% 27mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
有機含有量	30%~50% 27mm~30mm未満 1.0割以上 80m以下	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
土壌酸度 (pH)	4.0~6.5 (kc1) 4.5~7.0 (H0)	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
リン酸吸収力mg/土砂100g中	0~80m	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満
施工適期	施工完了後、日平均気温5℃以上が 60日間確保されると予想される時 まで	軟岩(Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラックの間隔 5cm未満 れき最大粒径 5mm (5%未満)	軟岩(Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラックの間隔 5cm~15cm未満	軟岩(Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラックの間隔15cm~50cm未満

注) 1. 土質分類の相粒土量とは、75μmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土、コロイド)の量をいう。  
 2. 粗粒土とは、75μmふるいを通過しない粗粒土(細れき、中れき、粗れき)をいう。  
 3. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 4. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 5. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 6. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 7. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 8. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。  
 9. 吹付用ホース延長とは、吹付用ホース延長を除去した状態での長さである。

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-3-3-9 小型標識工</b>                      1～14. (省略)                      15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) <u>(HDZT77) の膜厚77<math>\mu</math>m (旧HDZ55の550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上</u>としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種 <u>(HDZT63) 膜厚63<math>\mu</math>m (旧HDZ45の450g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上</u>、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 <u>(HDZT49) 膜厚49<math>\mu</math>m (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上</u>とするものとする。                      16～19. (省略)</p>	<p><b>1-3-3-9 小型標識工</b>                      1～14. (省略)                      15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とするものとする。                      16～19. (省略)</p>	I-1-3-21 (I-166)
<p><b>1-3-3-10 防止柵工</b>                      1～2. (省略)                      3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 <u>(HDZT49) 膜厚49<math>\mu</math>m (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上</u>となるよう施工しなければならない。                      4. (省略)</p>	<p><b>1-3-3-10 防止柵工</b>                      1～2. (省略)                      3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m<sup>2</sup> (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。                      4. (省略)</p>	I-1-3-22 (I-167)
<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>1-3-4-4 既製杭工</b>                      1～12. (省略)                      13. 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。                      (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (<u>既製</u>コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規格によらなければならない。                      (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは、JIS A 7201 (<u>既製</u>コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規定によらなければならない。                      (3) 受注者は、杭の継手は、JIS A 7201 (<u>既製</u>コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規定によらなければならない。                      14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201 (<u>既製</u>コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の7. 施工 7.4くい<sup>の</sup>施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。                      15～24. (省略)</p>	<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>1-3-4-4 既製杭工</b>                      1～12. (省略)                      13. 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。                      (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規格によらなければならない。                      (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規定によらなければならない。                      (3) 受注者は、杭の継手は、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の規定によらなければならない。                      14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい<sup>の</sup>施工標準) の7. 施工 7.4くい<sup>の</sup>施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。                      15～24. (省略)</p>	I-1-3-53 (I-198)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																				
<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>1-3-10-17 トンネル仮設備工</b>                      1～16. (省略)                      17. 受注者は、集塵装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉塵を効率よく捕集し、かつ、<u>レスピラブル(吸入性)</u>粉塵を含めた粉塵を清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。                      18. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉塵濃度等について測定を行わなければならない。                      この際、粉塵濃度(吸入性粉塵濃度)目標レベルは2mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m<sup>3</sup>に近い値を目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。                      また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。                      19. (省略)</p>	<p><b>第10節 仮設工</b>  <b>1-3-10-17 トンネル仮設備工</b>                      1～16. (省略)                      17. 受注者は、集塵装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉塵を効率よく捕集し、かつ、吸入性粉塵を含めた粉塵を清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。                      18. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉塵濃度等について測定を行わなければならない。                      この際、粉塵濃度(吸入性粉塵濃度)目標レベルは3mg/m<sup>3</sup>以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m<sup>3</sup>に近い値を目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。                      また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。                      19. (省略)</p>	I-1-3-104 (I-249)																																				
<p><b>第4章 土工</b></p>																																						
<p><b>第3節 河川土工(築堤工)・海岸土工・砂防土工</b>  <b>1-4-3-1 一般事項</b>                      表4-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">名 称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">説 明</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">A</th> <th style="width: 10%;">B</th> <th style="width: 10%;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>火山灰土</td> <td>未風化火山灰土</td> <td rowspan="2">締固めにより強度が増加する透水性の軽石質、砂礫類</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>風化火山灰土</td> <td>(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの</td> <td>高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C		火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透水性の軽石質、砂礫類				風化火山灰土	(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土	<p><b>第3節 河川土工(築堤工)・海岸土工・砂防土工</b>  <b>1-4-3-1 一般事項</b>                      表4-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">名 称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">説 明</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">A</th> <th style="width: 10%;">B</th> <th style="width: 10%;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>火山灰土</td> <td>未風化火山灰土</td> <td rowspan="2">締固めにより強度が増加する透明性の軽石質、砂礫類</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>風化火山灰土</td> <td>(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの</td> <td>高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土</td> </tr> </tbody> </table>	名 称			説 明	摘 要	A	B	C		火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透明性の軽石質、砂礫類				風化火山灰土	(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土	I-1-4-5 (I-258)
名 称			説 明			摘 要																																
A	B	C																																				
	火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透水性の軽石質、砂礫類																																			
		風化火山灰土			(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土																																
名 称			説 明	摘 要																																		
A	B	C																																				
	火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透明性の軽石質、砂礫類																																			
		風化火山灰土			(押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等)こね返しにより強度が低下するもの	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土																																

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																						
<p>3～9. (省略)</p> <p>10. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-2に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 伐開除根作業(河川)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">種 別</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">雑草・ささ類</th> <th style="width: 15%;">倒 木</th> <th style="width: 15%;">古 根 株</th> <th style="width: 15%;">立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤</td> <td>地面で刈りと る</td> <td>除 去</td> <td>根 <u>元</u> で切りと る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場</td> <td>根からすきと る</td> <td>除 去</td> <td>抜 根 除 去</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>11～13. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤	地面で刈りと る	除 去	根 <u>元</u> で切りと る	同 左	河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきと る	除 去	抜 根 除 去	同 左	<p>3～9. (省略)</p> <p>10. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-2に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 伐開除根作業(河川)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">種 別</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">雑草・ささ類</th> <th style="width: 15%;">倒 木</th> <th style="width: 15%;">古 根 株</th> <th style="width: 15%;">立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤</td> <td>地面で刈りと る</td> <td>除 去</td> <td>根本で切りと る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場</td> <td>根からすきと る</td> <td>除 去</td> <td>抜 根 除 去</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>11～13. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤	地面で刈りと る	除 去	根本で切りと る	同 左	河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきと る	除 去	抜 根 除 去	同 左	<p>I-1-4-6 (I-259)</p>
区 分		種 別																																						
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																				
土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤	地面で刈りと る	除 去	根 <u>元</u> で切りと る	同 左																																				
河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきと る	除 去	抜 根 除 去	同 左																																				
区 分	種 別																																							
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																				
土工に関係ない用地内 利用土としない切土箇所 軟 弱 地 盤	地面で刈りと る	除 去	根本で切りと る	同 左																																				
河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきと る	除 去	抜 根 除 去	同 左																																				
<p><b>1-4-3-3 盛土工</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。ただし、段切した状態で長時間にわたって放置してはならない。 特に、洪水期にあつては、応急処置が行える範囲を工程表により検討し、工事監督員と協議しなければならない。 沈下板等の布設を要する場合は、沈下板設置幅について段切をしないことを原則する。 やむを得ず段切を行った場合は段切り前の地盤状態に復元し、敷設するものとする</p> <p>3～20. (省略)</p>	<p><b>1-4-3-3 盛土工</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。ただし、段切した状態で長時間にわたって放置してはならない。 特に、洪水期にあつては、応急処置が行える範囲を工程表により検討し、工事監督員と協議しなければならない。 沈下板等の布設を要する場合は、沈下板設置幅について段切をしないことを原則する。 やむを得ず段切を行った場合は段切り前の地盤状態に復元し、布設するものとする</p> <p>3～20. (省略)</p>	<p>I-1-4-7 (I-260)</p>																																						
<p><b>1-4-3-4 盛土補強工</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p><u>3. 補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。</u></p> <p>4～5. (省略)</p>	<p><b>1-4-3-4 盛土補強工</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。</p> <p>4～5. (省略)</p>	<p>I-1-4-9 (I-262)</p>																																						



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																			
<p><b>第4節 道路土工</b>  <b>1-4-4-1 一般事項</b>                      1～13. (省略)                      14. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-4に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-4 伐開除根作業 (道路)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古 根 株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2"><u>除 去</u></td> <td rowspan="2"><u>抜根除去</u></td> <td rowspan="2"><u>同 左</u></td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> </tr> </tbody> </table> <p>15～21. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	<u>除 去</u>	<u>抜根除去</u>	<u>同 左</u>	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	<p><b>第4節 道路土工</b>  <b>1-4-4-1 一般事項</b>                      1～13. (省略)                      14. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表4-4に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-4 伐開除根作業 (道路)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古 根 株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除 去</td> <td>根元で切りとる</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>除 去</td> <td>抜根除去</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table> <p>15～21. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	根元で切りとる	同 左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左	<p>I-1-4-12 (I-265)</p>
区 分		種 別																																			
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	<u>除 去</u>	<u>抜根除去</u>	<u>同 左</u>																																	
盛土高1m以下の場合	根からすきとる																																				
区 分	種 別																																				
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除 去	根元で切りとる	同 左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左																																	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</b></p> <p><b>第3節 コンクリート</b></p> <p><b>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社)日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士<u>等</u>）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3～5. (省略)</p>	<p><b>第5章 無筋、鉄筋コンクリート</b></p> <p><b>第3節 コンクリート</b></p> <p><b>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（<u>工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社)日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JISA 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（<u>工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社)日本コンクリート工学協会認定）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>3～5. (省略)</p>	<p>I-1-5-8 (I-277)</p>
<p><b>1-5-3-5 練りませ</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー <u>第1部：用語及び仕様項目</u>）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー <u>第2部：練混ぜ性能試験方法</u>）に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 練りませ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分<u>30</u>秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>5～10. (省略)</p>	<p><b>1-5-3-5 練りませ</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー <u>第1部：用語及び仕様項目</u>）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー <u>第2部：練混ぜ性能試験方法</u>）に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 練りませ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>5～10. (省略)</p>	<p>I-1-5-10 (I-279)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>1-5-3-7 コンクリート打込み</b>                      1～27. (省略)                      28. <u>狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</u></p>	<p><b>1-5-3-7 コンクリート打込み</b>                      1～27. (省略)</p>	I-1-5-13 (I-279)
<p><b>第5節 鉄筋</b>  <b>1-5-5-5 ガス圧接</b>                      1. 圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験〔又はこれと同等以上(社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験(2種以上))の検定試験〕に合格した者でなければならない。                      また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、<u>JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接す技量を有する技術者</u>でなければならない。                      なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、<u>設計図書に関して</u>工事監督員の承諾を得るものとする。また、<u>圧接工の技量の確認に関して、工事監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</u>                      2～7. (省略)</p>	<p><b>第5節 鉄筋</b>  <b>1-5-5-5 ガス圧接</b>                      1. 圧接工は、JIS Z 3881(鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験〔又はこれと同等以上(社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験(2種以上))の検定試験〕に合格した者でなければならない。                      また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、社団法人日本圧接協会が実施する自動ガス圧接工技量資格検定試験に合格した者でなければならない。                      なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とすることができる。この場合、施工方法について工事監督員の承諾を得るものとする。また、資格証明書の写しを工事監督員に提出するものとする。                      2～7. (省略)</p>	I-1-5-21 (I-290)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第2編 河川編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 _____ (令和3年4月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) 建設省 河川砂防技術基準(案) 同解説 (平成9年10月)	I-2-1-5 (I-302)
<b>第3章 樋門・樋管(排水工)</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月) (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和3年3月) (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) 国土交通省 河川砂防技術基準(案) 同解説 (平成9年10月) (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和2年3月) (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)	I-2-3-4 (I-336)
<b>第4章 水門</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 _____ (令和3年4月) (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月) (10) 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (令和3年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) 建設省 河川砂防技術基準(案) 同解説 (平成9年10月) (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月) (10) 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月)	I-2-4-3 (I-348)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第5章 堰</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-5-2-1 適用すべき諸基準</b>  (4) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 (令和3年4月) (9) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) (10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-5-2-1 適用すべき諸基準</b>  (4) 建設省 河川砂防技術基準(案)同解説 (平成9年10月) (9) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) (10) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (令和2年9月)	I-2-5-4 (I-355)
<b>第4節 可動堰本体工</b> <b>2-5-4-1 一般事項</b> 1. (省略) 2. 受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会平成28年10月)」及び、「国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章 施工」の規定によらなければならない。 <u>これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u>	<b>第4節 可動堰本体工</b> <b>2-5-4-1 一般事項</b> 1. (省略) 2. 受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(ダム・堰施設技術協会平成28年10月)」及び、「国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章 施工」の規定によらなければならない。	I-2-5-7 (I-358)
<b>第6節 魚道工</b> <b>2-5-6-1 一般事項</b> 1. (省略) 2. 受注者は、魚道工の施工に当たっては、ダム・堰施設基準協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章 施工 の規定によらなければならない。 <u>これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u>	<b>第6節 魚道工</b> <b>2-5-6-1 一般事項</b> 1. (省略) 2. 受注者は、魚道工の施工に当たっては、ダム・堰施設基準協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章 施工 の規定によらなければならない。	I-2-5-11 (I-362)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第6章 排水機場</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 <span style="float: right;">(令和3年4月)</span> (4) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説 <span style="float: right;">(令和2年1月)</span>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) 建設省 河川砂防技術基準(案) 同解説 <span style="float: right;">(平成9年10月)</span> (4) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説 <span style="float: right;">(令和2年9月)</span>	I-2-6-3 (I-362)
<b>2-6-3-7 燃料貯油槽工</b> 1～4. (省略) <u>5. 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。</u>	<b>2-6-3-7 燃料貯油槽工</b> 1～4. (省略)	I-2-6-5 (I-368)
<b>第7章 床止め</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-7-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 <span style="float: right;">(令和3年4月)</span> (3) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) <span style="float: right;">(平成28年10月)</span> (基準解説編・マニュアル編)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>2-7-2-1 適用すべき諸基準</b>  (2) 建設省 河川砂防技術基準(案) 同解説 <span style="float: right;">(平成9年10月)</span> (3) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) <span style="float: right;">(平成26年9月)</span>	I-2-7-3 (I-374)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第3編 海岸編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第2章 突堤・人工岬</b>	<b>第2章 突堤・人工岬</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) <u>全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁業漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会</u> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月)	I-3-2-3 (I-419)
<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>	<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) <u>全国農地海岸保全協会・(公社)全国漁業漁場協会・(一社)全国海岸協会・(公社)日本港湾協会</u> 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>3-3-2-1 適用すべき諸基準</b>  (3) 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成30年 8月)	I-3-3-3 (I-429)
<b>第4章 浚渫(海岸)</b>		
<b>第3節 ポンプ浚渫船浚渫工</b> <b>3-4-3-2 浚渫船運転工</b> 1～11. (省略) <u>12. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、工事監督員の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。</u>	<b>第3節 ポンプ浚渫船浚渫工</b> <b>3-4-3-2 浚渫船運転工</b> 1～11. (省略)	I-3-4-4 (I-435)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第4節 グラブ船浚渫工</b>  <b>3-4-4-2 浚渫船運転工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、<u>浚渫船の固定において、堤防、護岸、水制等</u>に損傷を与えないようにしなければならない。                      6～10. (省略)                      11. <u>受注者は、グラブ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所</u>に堆砂があった場合は、<u>工事監督員の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。</u></p>	<p><b>第4節 グラブ船浚渫工</b>  <b>3-4-4-2 浚渫船運転工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、グラブ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。                      6～10. (省略)</p>	I-3-4-5 (I-436)
<p><b>3-4-4-3 作業船運転工</b>  <u>作業船運転工については、2-2-4-3 作業船運転工の規定によるものとする。</u></p>	<p><b>3-4-4-3 作業船運転工</b>                      受注者は、浚渫に当たり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。</p>	I-3-4-6 (I-437)



## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第4編 砂防編 目次</b>		
I <del>一章一節</del> 一頁	I 一頁	
<b>第1章 砂防堰堤</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) <u>(5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</u>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (5) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	I-4-1-5 (I-445)
<b>第4節 コンクリート堰堤工</b> <b>4-1-4-1 一般事項</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 5～8. (省略)	<b>第4節 コンクリート堰堤工</b> <b>4-1-4-1 一般事項</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ずコールドジョイントを設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 5～8. (省略)	I-4-1-7 (I-447)
<b>第2章 溪流保全 (流路)</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) <u>国土交通省</u> 河川砂防技術基準 (令和3年4月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>4-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  (1) 建設省 河川砂防技術基準 (案) 同解説 (平成9年10月)	I-4-2-4 (I-460)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第5編 道路編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第1章 道路改良</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-1-2-1 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-1-2-1 適用すべき諸基準</b>	I-5-1-6 (I-488)
<p>(1) <u>日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説</u> (平成29年3月)</p> <p>(2) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(7) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>(8) 日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(9) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>(10) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(改訂版第3版) (平成25年10月)</p> <p>(11) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)</p> <p>(12) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年5月)</p> <p>(13) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>(14) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(15) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(16) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <hr/> <p>(17) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>(21) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> (令和3年3月)</p>	<p>(1) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>(2) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>(3) 日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>(4) 日本道路協会 道路土工盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>(5) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>(6) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>(7) 日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>(8) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>(9) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(改訂版第3版) (平成25年10月)</p> <p>(10) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年5月)</p> <p>(12) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>(13) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(14) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>(15) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>(16) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>(21) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p>	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第9節 防護柵工</b>  <b>5-1-9-1 一般事項</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者は、防護柵工の施工に当たって、防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> 4-1 施工 の規定、道路土工要綱 第5章 施工計画 の規定によらなければならない。                      4～5. (省略)</p>	<p><b>第9節 防護柵工</b>  <b>5-1-9-1 一般事項</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者は、防護柵工の施工に当たって、防護柵の設置基準・同解説                      4-1 施工 の規定、道路土工要綱 第5章 施工計画 の規定によらなければならない。</p>	I-5-1-19 (I-501)
<p><b>第10節 標識工</b>  <b>5-1-10-2 材 料</b>                      1～3. (省略)                      4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 <u>アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」「(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格」を参考に行うことが望ましい。</u>                      5. (省略)                      6. 受注者は、標示板の文字・記号等を 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 及び 道路標識設置基準・同解説 による色彩と寸法で、標示しなければならない。 <u>これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p><b>第10節 標識工</b>  <b>5-1-10-2 材 料</b>                      1～3. (省略)                      4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。                       5. (省略)                      6. 受注者は、標示板の文字・記号等を 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 及び 道路標識設置基準・同解説 による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	I-5-1-20 (I-502)
<p><b>5-1-10-5 道路標識</b>                      1～5. (省略)                      6. 亜鉛めっき地肌のままの場合                      (1) 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合は、支柱、ブラケットおよびその他の部材は成型加工後、溶融亜鉛めっきを施したものとする。亜鉛の付着量は支柱、ブラケットの場合、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」 <u>(HDZT77)の膜厚77<math>\mu</math>m (旧HDZ55の550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量))</u> 以上とする。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については <u>(HDZT63)の膜厚63<math>\mu</math>m (旧HDZ45の450g/m<sup>2</sup>(片面の付着量))</u> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については、<u>HDZT49 (旧HDZ35)</u> とする。その他の部材は同じく <u>HDZT49の膜厚49<math>\mu</math>m (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量))</u> 以上とする。                      (2)(3) (省略)</p>	<p><b>5-1-10-5 道路標識</b>                      1～5. (省略)                      6. 亜鉛めっき地肌のままの場合                      (1) 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合は、支柱、ブラケットおよびその他の部材は成型加工後、溶融亜鉛めっきを施したものとする。亜鉛の付着量は支柱、ブラケットの場合、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」 2種 (HDZ55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とする。ただし、厚さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については 2種 (HDZ45) 450g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については、2種 (HDZ35) とする。その他の部材は同じく 2種 (HDZ35) の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とする。                       (2)(3) (省略)</p>	I-5-1-22 (I-504)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第2章 舗装</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b>  <u>(18) 日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)</u> <u>(19) 日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)</u>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-2-2-1 適用すべき諸基準</b>	I-5-2-3 (I-509)
<b>第3章 橋梁下部</b>		
<b>第3節 工場製作工</b> <b>5-3-3-1 一般事項</b> 1～7. (省略) 8. 受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) <b>第20章 施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない	<b>第3節 工場製作工</b> <b>5-3-3-1 一般事項</b> 1～7. (省略) 8. 受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)18章 <b>施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	I-5-3-5 (I-531)
<b>5-3-4-10 躯体工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧 <b>第6章 支承部の施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 5～11. (省略)	<b>5-3-4-10 躯体工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧 <b>第5章 支承部の施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 5～11. (省略)	I-5-3-8 (I-534)
<b>5-3-6-11 橋脚フーチング工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 <b>Ⅲ 現場施工編 第3章 架設工法</b> による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 5. (省略) 6. 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支承便覧 <b>第6章 支承部の施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 7～8. (省略)	<b>5-3-6-11 橋脚フーチング工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧 <b>Ⅲ 現場施工編 第3章 架設</b> による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 5. (省略) 6. 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支承便覧 <b>第5章 支承部の施工</b> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 7～8. (省略)	I-5-3-12 (I-538)



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新 (旧)
<p><b>第4章 鋼橋上部</b></p>		
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)  (9) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> (令和3年3月)</p> <p>(13) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)  <u>(16) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧</u> (昭和45年4月)  <u>(17) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説</u> (昭和59年4月)  <u>(18) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧</u> (令和3年10月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-4-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(5) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)  (9) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>(13) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	<p>I-5-4-4 (I-546)</p>
<p><b>第3節 工場製作工</b>  <b>5-4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1. 製作加工  (1) (省略)  (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合  ア 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。  イ 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）<u>(HDZT77)の膜厚77<math>\mu</math>m (旧HDZ55の550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量))以上</u>とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく<u>(HDZT49)の膜厚49<math>\mu</math>m (旧HDZ35の350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量))以上</u>としなければならない。  ウ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、前項イのその他の部材の場合を適用しなければならない。  2～4. (省略)</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b>  <b>5-4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b></p> <p>1. 製作加工  (1) (省略)  (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合  ア 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。  イ 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m<sup>2</sup>（片面の付着量）以上としなければならない。  ウ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、前項イのその他の部材の場合を適用しなければならない。  2～4. (省略)</p>	<p>I-5-4-10 (I-552)</p>
<p><b>第4節 鋼橋架設工</b>  <b>5-4-4-2 材 料</b></p> <p>1～2. (省略)  3. 受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。  (1) 著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。  (2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。  なお、架設時の<u>材料の特性値</u>は、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第4章 <u>材料の特性値</u> によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。  (3) (4) (省略)</p>	<p><b>第4節 鋼橋架設工</b>  <b>5-4-4-2 材 料</b></p> <p>1～2. (省略)  3. 受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。  (1) 著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。  (2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。  なお、架設時の許容応力度は、道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）第3章 3.1 一般 及び 3.2 鋼材の許容応力度 によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。  (3) (4) (省略)</p>	<p>I-5-4-12 (I-554)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

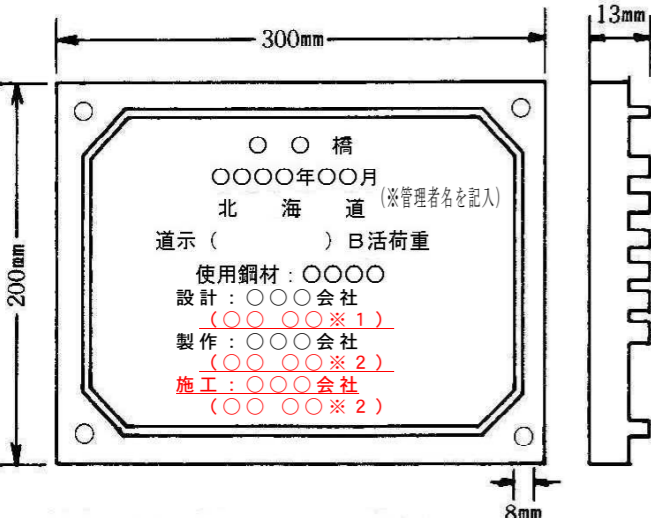
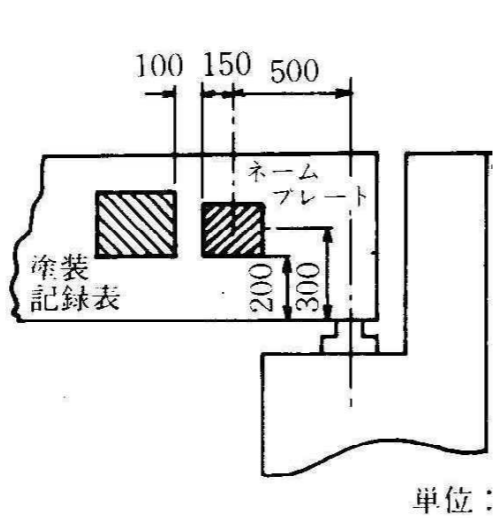
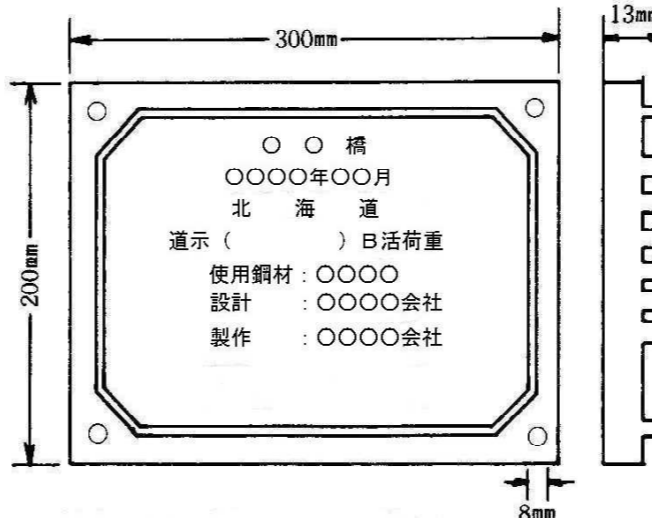
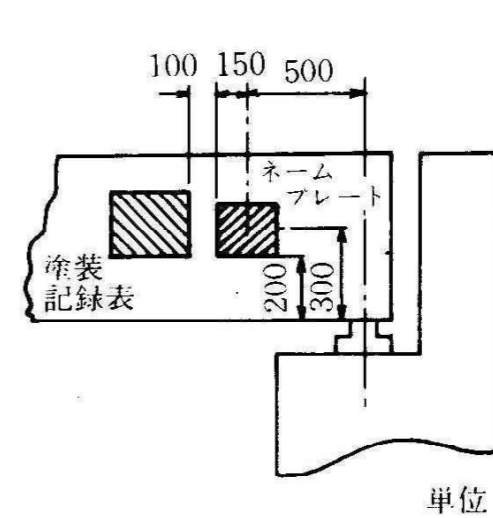
(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新 (旧)
<p><b>第8節 橋梁附属物工</b></p> <p><b>5-4-8-4 落橋防止装置等の溶接</b></p> <p><u>1. 溶接種別の確認</u></p> <p>(1) <u>受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」とする）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等」に従い、工事監督員に確認しなければならない。</u>  <u>なお、設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の更なる明確化」および「落橋防止装置等の設計の合理化」を踏まえて実施しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が設計図書の内容を正確に認識していることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2. 落橋防止装置等の製作</u></p> <p>(1) <u>落橋防止装置等の製作については、土木工事共通仕様書「1-3-3-14桁製作工」に準じて行わなければならない。</u></p> <p><u>3. 溶接施工について</u></p> <p>(1) <u>受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。</u>  <u>なお、当該分野についてIS09001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認を行うとともに、製作会社から溶接施工要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。IS09001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。</u>  <u>なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告（平成27年12月22日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成27年12月22日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>4. 溶接検査について</u></p> <p>(1) <u>受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を実施しなければならない。</u></p>		<p>I-5-4-12（新規追加）</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><u>(5) 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。</u></p> <p>5. <u>抜き打ち非破壊試験検査について</u></p> <p>(1) <u>本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに工事監督員に報告するものとし、据付等の実施については工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(2) <u>上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は、落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を工事監督員に報告しなければならない。</u>  <u>また、受注者は不合格となった原因と対策及び補修方法を書面にて工事監督員へ提出のうえ、補修作業を実施すること。補修作業終了後、受注者は再検査を実施し、工事監督員へ検査結果の報告を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>抜き打ち検査実施時に、工事監督員より製作者及び受注者が実施した検査結果の提示を求めることがあるので、受注者は検査結果書類の整理について留意すること。</u></p> <p>6. <u>施工体制台帳の記載</u></p> <p>(1) <u>溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載しなければならない。</u></p> <p>7. <u>検査等に合格した場合における契約不適合の取扱い</u></p> <p>(1) <u>検査（中間検査・完成検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合は、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</u></p>		
<b>5-4-8-5 排水装置工</b>	<b>5-4-8-4 排水装置工</b>	I-5-4-31 (I-571)
<b>5-4-8-6 地覆工</b>	<b>5-4-8-5 地覆工</b>	I-5-4-31 (I-571)
<b>5-4-8-7 橋梁用防護柵工</b> 1. (省略) 2. <u>以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</u> ① <u>凍結防止剤を散布する区間</u> ② <u>交通量が非常に多い期間</u> ③ <u>海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）</u> ④ <u>温泉地帯など</u> ⑤ <u>雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</u>	<b>5-4-8-6 橋梁用防護柵工</b> 1. (省略) 2. 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 (1) 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 (2) 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 (3) 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	I-5-4-31 (I-571)



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>5-4-8-8 橋梁用高欄工</b></p>		I-5-4-31 (I-571)
<p><b>5-4-8-9 検査路工</b></p>		I-5-4-31 (I-571)
<p><b>5-4-8-10 銘板工</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図4-4によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>図4-3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図4-4</p> </div> </div> <p style="font-size: small;">板厚8mm 字厚5mm 計13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p> <p style="font-size: small;">既製桁の場合は、桁製作者と施工業者名を記入する。 歩道橋の場合は、「道示( ) B活荷重」にかえて「立体横断施設技術基準( )」とする。</p> <p>4~6. (省略)</p>	<p><b>5-4-8-9 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、図4-3によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図4-4によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>図4-3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図4-4</p> </div> </div> <p style="font-size: small;">板厚8mm 字厚5mm 計13mm</p> <p style="font-size: small;">既製桁の場合は、桁製作者と施工業者名を記入する。 歩道橋の場合は、「道示( ) B活荷重」にかえて「立体横断施設技術基準( )」とする。</p> <p>4~6. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">I-5-4-32 (I-572)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第9節 橋梁舗装工</b>  <b>5-4-9-3 橋面防水工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、道路橋床版防水便覧 第6章 材料・施工の各規定及び <u>1-3-6-4 舗装準備工</u>、1-3-6-5 アスファルト舗装工 の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、<u>防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。</u>                      6～7. (省略)                      8. 受注者は、橋面防水層に防水材料(防水シート)を用いる場合は、道路橋床版防水便覧6.5 床版防水層の施工 の規定を参考として、重ね幅を10cm程度とする。また、重ね合わせる部分はできるだけ1箇所に集中しないように<u>注意する。</u></p>	<p><b>第9節 橋梁舗装工</b>  <b>5-4-9-3 橋面防水工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、道路橋床版防水便覧 第6章 材料・施工の各規定及び 1-3-6-5 アスファルト舗装工 の規定によらなければならない。                      6～7. (省略)                      8. 受注者は、橋面防水層に防水材料(防水シート)を用いる場合は、道路橋床版防水便覧 6.5 床版防水層の施工 の規定を参考として、重ね幅を10cm以上としなければならない。また、重ね合わせる部分はできるだけ1箇所に集中しないようにしなければならない。</p>	I-5-4-34 (I-574)
<p><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p>		
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p><u>(11) 国土開発技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</u>  <u>(12) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説-</u>                      (平成29年11月)  <u>(13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</u>  <u>(14) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)</u>  <u>(15) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)</u>  <u>(16) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)</u></p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(11) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説-                      (平成29年11月)                      (12) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	I-5-5-4 (I-581)
<p><b>第4節 コンクリート主桁製作工</b>  <b>5-5-4-2 プレテンション桁購入工</b>                      1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、<u>JISマーク表示認証製品を製造している工場</u>において製作したものを用いなければならない。                      2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。                      (1) (省略)                      (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<u>30N/mm<sup>2</sup></u> 以上であることを確認し、製作されたものとする。                      なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。                      (3)～(5) (省略)                      3. (省略)</p>	<p><b>第4節 コンクリート主桁製作工</b>  <b>5-5-4-2 プレテンション桁購入工</b>                      1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS認証工場において製作したものを用いなければならない。                      2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。                      (1) (省略)                      (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<u>35N/mm<sup>2</sup></u> 以上であることを確認し、製作されたものとする。                      なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。                      (3)～(5) (省略)                      3. (省略)</p>	I-5-5-6 (I-583)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

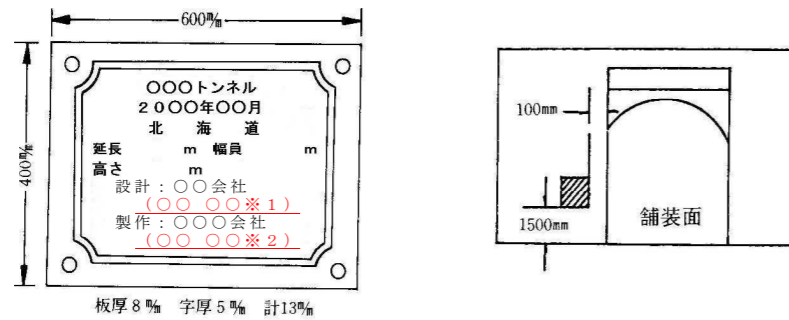
(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>5-5-4-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者はPC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋・<u>コンクリート部材編</u>) 17.11 (PC鋼材工及び緊張工) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(9)～(11) (省略)</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、<math>30.0\text{N}/\text{mm}^2</math>以上とするものとする。</p> <p>オ～ク (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5～7. (省略)</p>	<p><b>5-5-4-3 ポストテンションT (I) 桁製作工</b></p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. 受注者はPC緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) 20.8 (PC鋼材工及び緊張工) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(9)～(11) (省略)</p> <p>4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、<math>30.0\text{N}/\text{mm}^2</math>以上とするものとする。</p> <p>オ～ク (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5～7. (省略)</p>	I-5-5-9 (I-586)
<p><b>5-5-4-7 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を<u>施工計画書に記載し</u>、設置しなければならない。</p> <p>2～4. (省略)</p>	<p><b>5-5-4-7 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p> <p>2～4. (省略)</p>	I-5-5-13 (I-590)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>5-5-8-8 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図5-1によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;"><u>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</u></p> <p style="text-align: center;">図5-1</p>	<p><b>5-5-8-8 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図5-1によらなければならない</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図5-1</p>	<p>I-5-5-18 (I-595)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第6章 トンネル(NATM)</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (13) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-6-2-1 適用すべき諸基準</b>  (13) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	I-5-6-5 (I-600)
<b>5-6-5-5 床版コンクリート工</b> 受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。 <u>また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。</u>	<b>5-6-5-5 床版コンクリート工</b> 受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。	I-5-6-12 (I-607)
<b>5-6-8-6 銘板工</b> 1. (省略) 2. 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。 <u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u> 3. (省略)	<b>5-6-8-6 銘板工</b> 1. (省略) 2. 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。 3. (省略)。	I-5-6-15 (I-610)



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名

図6-2

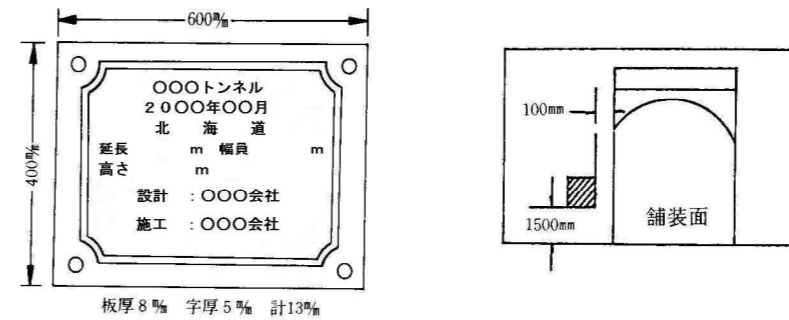


図6-2

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第7章 照明</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-7-2-3 器材の検査</b> 1. (省略) 2. 設計図書又は工事監督員の指示による器材の検査に伴う試験は、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JES)、日本電気工業会規格(JEM)及びその他定めのある試験方法による。 <u>なお、JIS・JCSマーク表示品については、試験を省略できる。</u> 3～4. (省略)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-7-2-3 器材の検査</b> 1. (省略) 2. 設計図書又は工事監督員の指示による器材の検査に伴う試験は、日本工業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JES)、日本電気工業会規格(JEM)及びその他定めのある試験方法による。 3～4. (省略)	I-5-7-5 (I-616)
<b>第3節 配管配線材料</b> <b>5-7-3-1 材料</b> 1. 電線類は、原則として日本工業規格(JIS)、 <u>日本電線工業会規格(JCS)</u> による。なお、JIS・ <u>JCS</u> マーク表示品目については、JIS・ <u>JCS</u> マーク表示品とする。 2. (省略)	<b>第3節 配管配線材料</b> <b>5-7-3-1 材料</b> 1. 電線類は、原則として日本工業規格(JIS)による。なお、JISマーク表示品目については、JISマーク表示品とする。	I-5-7-9 (I-620)
<b>第6節 照明器具</b> <b>5-7-6-5 トンネル照明器具取付</b> トンネル照明器具の取付けは、5-7-6-3道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。</u> <u>(8) 照明制御盤などの取付けは、以下によるものとする。</u> <u>1) 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。</u> <u>2) 調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。</u>	<b>第6節 照明器具</b> <b>5-7-6-5 トンネル照明器具取付</b> トンネル照明器具の取付けは、5-7-6-3道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1)～(6) (省略)	I-5-7-20 (I-631)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第8章 コンクリートシェッド</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b>  (9) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>5-8-2-1 適用すべき諸基準</b>  (9) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	I-5-8-5 (I-636)
<b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b> <b>5-8-3-6 受台工</b> 1～2. (省略) 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、 <u>防食、損傷等を受けないようにこれらを保護</u> しなければならない。 なお、 <u>施工方法に関して</u> は、工事監督員の承諾を得るものとする。 4～7. (省略)	<b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b> <b>5-8-3-6 受台工</b> 1～2. (省略) 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。 4～7. (省略)	I-5-8-6 (I-637)
<b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b> <b>5-8-4-3 架設工</b> 1. (省略) 2. 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 第6章 支承の施工 の規定によらなければならない。	<b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b> <b>5-8-4-3 架設工</b> 1. (省略) 2. 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承の施工 の規定によらなければならない。	I-5-8-8 (I-639)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>5-8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. (省略)                  2. 銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、図8-1によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</u>                  3. (省略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;"><u>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</u>                  図8-1 履歴板</p>	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>5-8-6-5 銘板工</b></p> <p>1. (省略)                  2. 銘板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とする。                  3. (省略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図8-1 履歴板</p>	<p>I-5-8-11 (I-642)</p>



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第9章 鋼製シェッド</b>		
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <hr/> <p>(10) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)  (11) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)  (12) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)  (13) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)  (14) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)  (15) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)  (16) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)  (17) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)  (18) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)  (19) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <hr/> <p>(20) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)  (21) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-9-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)  (10) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)  (11) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)  (12) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)  (13) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)  (14) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)  (15) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)  (16) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)  (17) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)  (18) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年11月)  (19) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)  (20) 日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)  (21) 建設省 歩道および立体横断施設の構造について (昭和48年5月)  (22) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)  (23) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>I-5-9-5 (I-648)</p>
<p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b>  <b>5-9-4-6 受台工</b></p> <p>1~3. (省略)</p> <p>4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。  なお、<u>施工方法に関して</u>は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>5. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. (省略)</p>	<p><b>第4節 鋼製シェッド下部工</b>  <b>5-9-4-6 受台工</b></p> <p>1~3. (省略)</p> <p>4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5. 受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. (省略)</p>	<p>I-5-9-7 (I-648)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>5-9-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。<u>ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>2～3. (省略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;"><u>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</u></p> <p style="text-align: center;">図9-1</p>	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b>  <b>5-9-6-5 銘板工</b></p> <p>1. 受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。</p> <p>2～3. (省略)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図9-1</p>	<p>I-5-9-11 (I-654)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第10章 共同溝</b></p> <p><b>第4節 開削土工</b>  <b>5-10-4-1 一般事項</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが<u>確かである</u>場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に<u>従って埋設物の存在の有無を確かめ</u>なければならない。          なお、埋設物が確認されたときは、<u>布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</u></p> <p>3～4. (省略)</p>	<p><b>第10章 共同溝</b></p> <p><b>第4節 開削土工</b>  <b>5-10-4-1 一般事項</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱を参考にして布掘を行わなければならない。          なお、埋設物が確認されたときは埋設物を露出させなければならない。</p> <p>3～4. (省略)</p>	I-5-10-5 (I-657)
<p><b>第12章 道路維持</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) <u>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)</u> (平成28年11月)</p> <p>(7) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)</p> <p>(8) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>(9) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>(10) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>(11) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>(12) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (令和2年8月)</p>	<p><b>第12章 道路維持</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>5-12-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)</p> <p>(7) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>(8) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>(9) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>(10) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>(11) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (令和2年8月)</p> <p>(12) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)</p>	I-5-12-4 (I-671)
<p><b>第8節 植栽維持工</b>  <b>5-12-8-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「<u>チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン</u>」の策定についてによるものとし、各樹種の特長および施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p> <p>3～23. (省略)</p>	<p><b>第8節 植栽維持工</b>  <b>5-12-8-3 樹木・芝生管理工</b></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特長および施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。</p> <p>3～23. (省略)</p>	I-5-12-15 (I-682)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第13章 道路修繕</b>	<b>第13章 道路修繕</b>	
<b>第4節 舗装修繕工</b> <b>5-13-4-8 歩道舗装修繕工</b> 1. 受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、 <u>基盤</u> 面の有害物を除去しなければならない。 2～3. (省略)	<b>第4節 舗装修繕工</b> <b>5-13-4-8 歩道舗装修繕工</b> 1. 受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、施工面の有害物を除去しなければならない。 2～3. (省略)	I-5-13-11 (I-697)
<b>第5節 道路構造物修繕工</b> <b>5-13-5-3 防護柵修繕工</b> 1. (省略) 2. 防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードケーブル、 <u>ボックスビーム工</u> 、ガードパイプの施工については、1-3-3-11 路側防護柵工 の規定によるものとする。	<b>第5節 道路構造物修繕工</b> <b>5-13-5-3 防護柵修繕工</b> 1. (省略) 2. 防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプの施工については、1-3-3-11 路側防護柵工 の規定によるものとする。	I-5-13-13 (I-699)
<b>第6節 橋梁修繕工</b> <b>5-13-6-9 支承修繕工</b> 1～2. (省略) 3. 受注者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の <u>品質・性能に支障を期たさないように</u> しなければならない。 4. (省略)	<b>第6節 橋梁修繕工</b> <b>5-13-6-9 支承修繕工</b> 1～2. (省略) 3. 受注者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い、工事監督員に提出しなければならない。 4. (省略)	I-5-13-18 (I-704)
<b>5-13-6-17 RC橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）</b> 1～24. (省略) 25. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後 <u>10日以上経た</u> 表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。 26～28. (省略) 29. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表14-2(2)により実施し、その結果を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。	<b>5-13-6-17 RC橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル）</b> 1～24. (省略) 25. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。 26～28. (省略) 29. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表14-2(2)により実施し、その結果を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。	I-5-13-21 (I-707)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																
<p style="text-align: center;">表14-2(2) 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">規格値(評価基準)</th> <th style="width: 50%;">検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 -2002</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上</td> <td>当該溶接延長の10%以上、 <u>一般部位は同じく5%以上</u> の抜取りによる検査を行 う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4</td> <td>ビード部分に“われ”がな いこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>[注1] 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部(フーチング上面から上に直径Dの範囲) 及び矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。</u></p> <p><u>[注2] 超音波探傷試験の検査箇所は、工事監督員の指示による。</u></p> <p>30. 超音波探傷試験の検査技術者は、<u>(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査 技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</u></p> <p>31~32. (省略)</p> <p>33. <u>補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事 前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	試験項目	試験方法	規格値(評価基準)	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする	超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上	当該溶接延長の10%以上、 <u>一般部位は同じく5%以上</u> の抜取りによる検査を行 う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする	浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がな いこと	外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする	<p style="text-align: center;">表14-2(2) 現場溶接部の試験・検査基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">規格値(評価基準)</th> <th style="width: 50%;">検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がな いこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象と する</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 -2002</td> <td>JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上</td> <td>当該溶接延長の10%以上の 抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4</td> <td>ビード部分に“われ”がな いこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>30. 超音波探傷試験の検査技術者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305(非破壊 試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければなら ない。</p> <p>31~32. (省略)</p>	試験項目	試験方法	規格値(評価基準)	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がな いこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象と する	超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上	当該溶接延長の10%以上の 抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする	浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がな いこと	外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする	<p>I-5-13-22 (I-708)</p>
試験項目	試験方法	規格値(評価基準)	検査基準																															
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする																															
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上	当該溶接延長の10%以上、 <u>一般部位は同じく5%以上</u> の抜取りによる検査を行 う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする																															
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がな いこと	外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする																															
試験項目	試験方法	規格値(評価基準)	検査基準																															
外観検査		ビード部分に“われ”がな いこと、及びその幅、高さ に大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象と する																															
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検 出レベル3類以上	当該溶接延長の10%以上の 抜取りによる検査を行う。 1箇所当たりの検査長は30c m以上とする																															
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がな いこと	外観検査の結果、ビード部 分に“われ”の疑いがある 箇所を対象とする																															

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第6編 漁港編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第2章 コンクリート</b>		
<b>第11節 水中不分離性コンクリート</b> <b>6-2-11-3 運搬打設</b> 1. 準備 (1) (2) (省略) (3) <u>受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。</u> 3～5. (省略)	<b>第11節 水中不分離性コンクリート</b> <b>6-2-11-3 運搬打設</b> 1. 準備 (1) (2) (省略)  3～5. (省略)	I-6-2-8 (I-732)
<b>第7編 下水道編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第8編 公園緑地編 目次</b>		
I <u>一章一節</u> 一頁	I 一頁	
<b>第1章 基盤整備</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (18) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (令和2年4月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-1-2-1 適用すべき諸基準</b>  (18) 国土交通省 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編) (平成31年4月)	I-8-1-6 (I-900)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)																																			
<p><b>第10節 公園施設等撤去・移設工</b>  <b>8-1-10-6 伐開工</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者は、伐開除根作業が設計図書に示されていない場合は、表1-1に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 伐開除根作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2"><b>除去</b></td> <td rowspan="2"><b>抜根除去</b></td> <td rowspan="2"><b>同左</b></td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	<b>除去</b>	<b>抜根除去</b>	<b>同左</b>	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	<p><b>第10節 公園施設等撤去・移設工</b>  <b>8-1-10-6 伐開工</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者は、伐開除根作業が設計図書に示されていない場合は、表1-1に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-1 伐開除根作業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすきとる</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. (省略)</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃	I-8-1-38 (I-932)
区 分		種 別																																			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																	
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	<b>除去</b>	<b>抜根除去</b>	<b>同左</b>																																	
盛土高1m以下の場合	根からすきとる																																				
区 分	種 別																																				
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																	
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすきとる	〃	抜根除去	〃																																	
<p><b>第3章 施設整備</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>8-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)                      (7) インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)                      (13) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> (令和3年3月)                      (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和4年2月)                      (19) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成19年1月)</p>	<p><b>第3章 施設整備</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>8-3-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>(6) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)                      (7) インターロッキングブロック舗装技術協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成29年3月)                      (13) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)                      (17) 国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和2年3月)                      (19) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)</p>	I-8-3-7 (I-956)																																			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>第3節 給水設備工</b>  <b>8-3-3-10 給水管路工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、下記の事項により施工しなければならない。                          (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。                          (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。                      6. (省略)                      7. 受注者は、鉛管相互の接続は、原則として行ってはならない。                      8. 受注者は、鉛管と铸铁管を接合する場合は、LY継手と铸铁管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。                          また、鉛管と鋼管を接続する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。                      9～13. (省略)</p>	<p><b>第3節 給水設備工</b>  <b>8-3-3-10 給水管路工</b>                      1～4. (省略)                      5. 受注者は、硬質塩化ビニル管の布設については、下記の事項により施工しなければならない。                          (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。                          (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。                      6. (省略)                      7. 受注者は、鉛管相互の接続は、原則として行ってはならない。                      8. 受注者は、鉛管と铸铁管を接合する場合は、LY継手と铸铁管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。                          また、鉛管と鋼管を接続する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。                      9～13. (省略)</p>	I-8-3-16 (I-965)
<p><b>第4節 雨水排水設備工</b>  <b>8-3-4-6 側溝工</b>                      1～10. (省略)                      11. 受注者は、公園素掘側溝の施工については、切土面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。<u>盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。</u>また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。                      12～13. (省略)</p>	<p><b>第4節 雨水排水設備工</b>  <b>8-3-4-6 側溝工</b>                      1～10. (省略)                      11. 受注者は、公園素掘側溝の施工については、切土面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。                          また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。                      12～13. (省略)</p>	I-8-3-19 (I-968)
<p><b>8-3-4-9 地下排水工</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者は<u>排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</u></p>	<p><b>8-3-4-9 地下排水工</b>                      1～2. (省略)                      3. 受注者はフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。</p>	I-8-3-21 (I-970)
<p><b>8-3-4-10 公園水路工</b>  <u>1. 受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。</u>                          なお、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議するものとし、<u>下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工</u>しなければならない。  <u>2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工</u>しなければならない。  <u>3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工</u>しなければならない。</p>	<p><b>8-3-4-10 公園水路工</b>                      受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。                      なお、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。</p>	I-8-3-21 (I-970)



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第4章 グラウンド・コート整備</b>		
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (11) <u>日本道路協会 透水性舗装ガイドブック2007</u> (平成19年3月) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書〔設計編〕 (平成30年3月) (13) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕 (平成30年3月) (14) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) (15) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月) (16) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月) (17) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月) (18) 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版 (平成29年5月) (19) 全日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成7年11月) (20) <u>日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版</u> (平成26年1月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>8-4-2-1 適用すべき諸基準</b>  (11) 土木学会 コンクリート標準示方書〔設計編〕 (平成30年3月) (12) 土木学会 コンクリート標準示方書〔施工編〕 (平成30年3月) (13) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) (14) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月) (15) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月) (16) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月) (17) 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版 (平成29年5月) (18) 全日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成7年11月)	I-8-4-5 (I-1017)
<b>第3節 グラウンド・コート舗装工</b> <b>8-4-3-1 一般事項</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) (省略) (2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、 <u>前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。</u> (3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、 <u>泥水</u> を使用してはならない。  (4) (省略) 5～6. (省略)	<b>第3節 グラウンド・コート舗装工</b> <b>8-4-3-1 一般事項</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) (省略) (2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、所定の密度が得られるよう行なわなければならない。 (3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、ごみ、どろ、油、強いアルカリ等を有害量含んでいるものを使用してはならない。 (4) (省略) 5～6. (省略)	I-8-4-6 (I-1018)
<b>8-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、 <u>クレイ</u> 舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1)～(6) (省略) 5～16. (省略)	<b>8-4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b> 1～3. (省略) 4. 受注者は、クレイ舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 (1)～(6) (省略) 5～16. (省略)	I-8-4-11 (I-1023)

## 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>第5章 自然育成</b>		
<b>第3節 自然育成施設工</b> <b>8-5-3-19 水制工</b> 1～2. (省略) 3. <u>杭出し水制</u> 、木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸い出し防止材、 <u>牛、じゃかご、ふとんかご</u> 、捨石の施工については、8-5-3-18 根固工 の規定によるものとする。 4. (省略)	<b>第3節 自然育成施設工</b> <b>8-5-3-19 水制工</b> 1～2. (省略) 3. 杭出し水制、木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸い出し防止材、牛、じゃかご、ふとんかご、捨石の施工については、8-5-3-18 根固工 の規定によるものとする。 4. (省略)	I-8-5-10 (I-1047)